

5

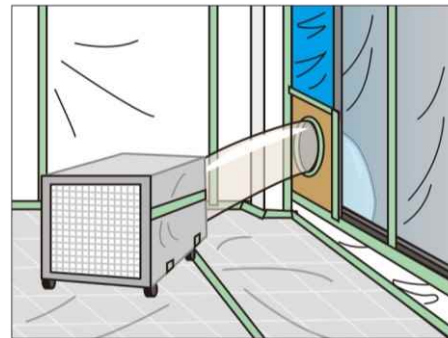
除去等の方法・作業基準

5.1 飛散防止策の遵守

関係規程：法第18条の14、第18条の16第1～2項、第18条の19～第18条の20 / 法施行規則第16条の4、第16条の13～第16条の15、別表第7 / 条例第51条 / 条例施行規則第28条、別表6 / 令和3年札幌市告示第1584号 / 国マニュアル「2.2.4.(6)」、「2.2.8.(1)」、「2.2.11」

特定工事の元請業者・下請負人（又は自主施工者）は、建築物等に使用されたアスベスト含有建材の種類に応じて規定された作業の方法や作業基準等を遵守しながら特定粉じん排出等作業を行う必要があります※1。

また、発注者は、施工方法、工期、工事費等の請負契約において、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮する必要があります。これは、元請業者と下請負人との関係においても同様です。



建材レベル	作業の方法		作業基準等
レベル1～2	除去	作業場を負圧隔離する方法	➡ 5.3
		その他の方法（グローブバッグ工法）	➡ 5.4
	封じ込め・囲い込み※2		➡ 5.5
レベル3	除去		➡ 5.6（成形板等）
レベル3	除去		➡ 5.7（仕上塗材）

※1 作業にあたっては、関係法令を遵守することはもちろん、原則、国マニュアル、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説（日本建築センター）」及び本マニュアルに沿って行ってください。

なお、作業基準等に沿った作業が著しく困難な現場については、必ず事前に札幌市環境局環境対策課へ作業方法を相談してください。

※2 建築物等の解体工事における特定粉じん排出等作業の措置として「封じ込め・囲い込み」を行うことはできません。また、封じ込め・囲い込み作業を行うにあたっては、当該部分の特定建築材料の状態（劣化状態、下地との接着状態）を確認し、状態不良が認められる場合には、除去作業を行う必要があります。

5.2 作業状況の記録

関係規程：法第18条の14、同第18条の20 / 法施行規則第16条の4 /
国マニュアル「2.2.4.(3)～(4)」、「4.15.1～4.15.2」

元請業者・下請負人(又は自主施工者)は、作業の実施状況等を記録し※1、元請業者はそれらの情報から作業が作業計画に基づいて適切に行われていることを確認する必要があります。



保存期間	特定工事が終了するまでの間(電磁的記録による保存も可)※2
記録事項	●特定粉じん排出等作業の実施状況※3(次の事項を含む。)
	○除去等の完了の確認をした年月日、確認の結果※4及び確認者の氏名 (確認者が必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し※5を添付)
	○作業基準の次の確認を行った年月日、確認方法、確認結果、確認者の氏名※3
	・ 集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認
	・ 作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認
	・ 作業場の隔離を解くに当たって、アスベストが大気中へ排出等されるおそれがないことの確認

※1 元請業者・下請負人(又は自主施工者)の誰がどの事項を記録するかは、工事の分担関係に応じて決めておきます。

※2 本記録は「7.1 作業結果の記録」の作成にあたって活用します。

※3 表中の事項の他、作業基準の各規程に対応した当該作業の状況がそれぞれ確認できるよう、写真、動画等を使用して作成します。

※4 確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合はその内容も記録します。

※5 建築物石綿含有建材調査者・工作物石綿含有建材調査者の講習修了証、令和5年10月の事前調査者の義務付け適用前までの一般社団法人日本アスベスト調査診断協会の登録証(ただし、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者に限る)、石綿作業主任者技能講習の講習修了証を意味します(令和2年11月30日付施行通知、令和5年6月23日付施行通知)。

●石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録・確認の例

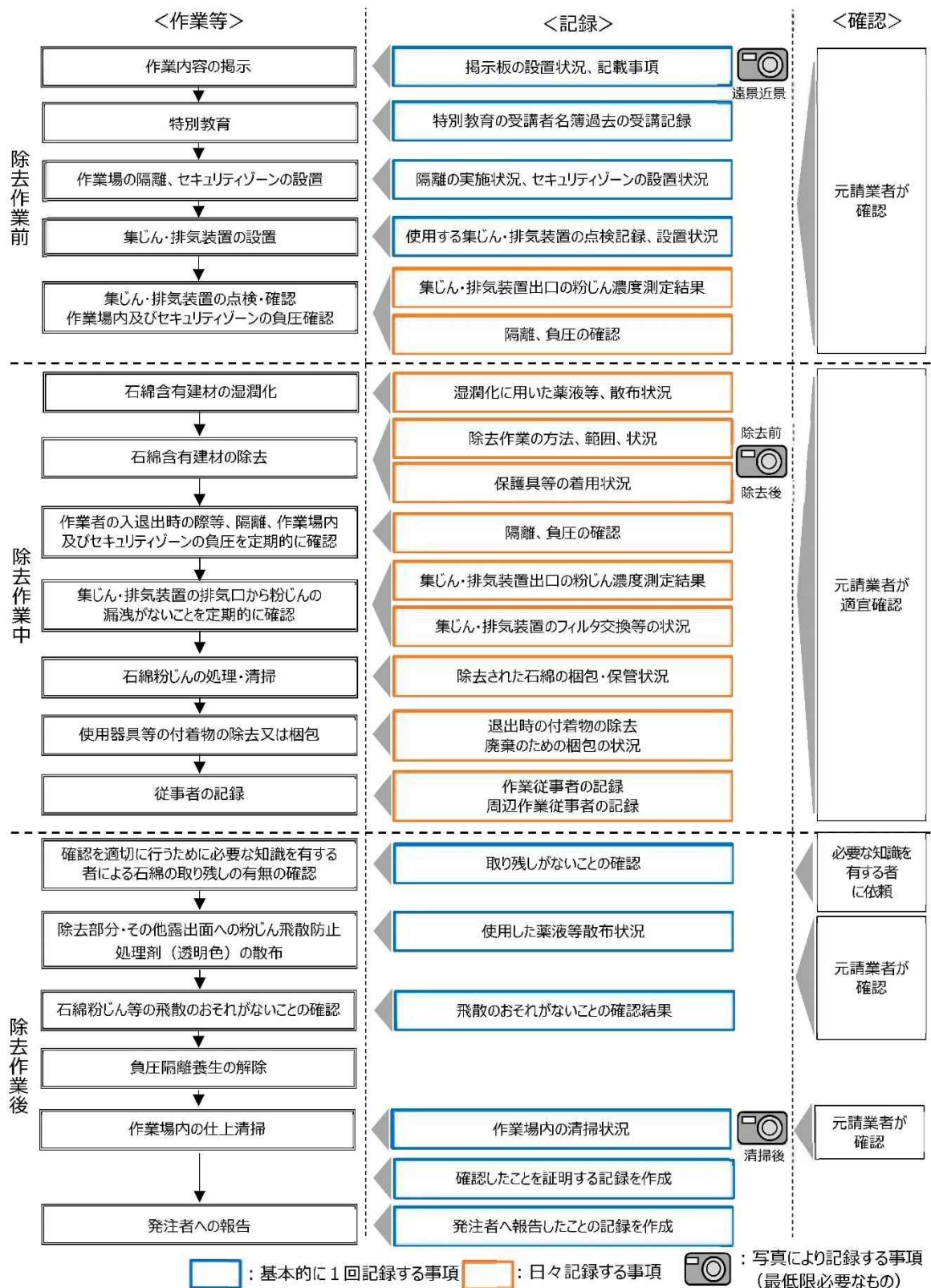


図4.15.2 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録・確認の例
 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録・確認の流れ

国マニュアルより

表4.15.2 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録事項の例（除去作業前）

作業 時期	項目	確認 欄	記録事項	記録の 時期	記録の趣旨
除去 作業 前	1. 掲示	☐	掲示板（近景・遠景） 作業実施の掲示、事前調査結果の掲示、関係者以外立入禁止の表示、石綿の人体に及ぼす作用・取り扱い上の注意事項・使用すべき保護具等の掲示	掲 示 板 の 設 置 時 ～ 除 去 作 業 日 の 除 去 開始前	・作業実施の掲示や事前調査結果の掲示は、周辺住民や作業者が、当該除去等作業の内容を把握するためのツールである。 ・関係者以外立入禁止の表示等は、石綿則に基づき表示・掲示が必要のものであり、作業現場の見やすい箇所、作業者が見やすい箇所に表示・掲示する必要がある。 ・掲示板の内容が大防法・石綿則に規定する内容を満たしており（近景）、公衆や作業者の見やすい位置に設置されている（遠景）ことを示すために記録する。 ・写真による記録が必要。
	2. 特別教育	☐	特別教育の受講者名簿又は過去の受講記録	入所時	・適切な除去等作業の実施にあたり、除去等作業を行う者全員が、石綿の有害性、石綿等の使用状況等の特別教育を受けていることを示すために記録する。 ・3年間の記録の保存義務（安衛則）
	3. 作業場の隔離、セキュリティゾーンの設置	☐	隔離の実施状況、セキュリティゾーンの設置状況	隔離、セキュリティゾーンの設置時	・計画どおりの隔離措置がなされ、石綿等の粉じんがセキュリティゾーン（更衣室、洗身室、前室の3室）の設置により作業場外部へ飛散することの防止及び除去作業に従事する作業者等工事関係者以外の者の立入を遮断できていることを示すために記録する。 ・写真による記録が必要。
	4. 集じん・排気装置の設置	☐	【集じん・排気装置の設置】 装置の型式、設置日時、設置者氏名、設置状況、適正稼働確認の方法、確認結果	集じん・排気装置の設置時	・HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置が設置時に事前点検されており、粉じん濃度等の結果から正常に稼働することを示すために記録する。 ・作業場内の空気の流れや排気ダクトの圧力損失等がなく、適切に設置されていることを示すために記録する。 ・集じん・排気装置の型式や換気回数はパンフレット等、設置状況は写真や図面、適正稼働確認の結果は点検記録簿の写しがあるとよい。
	5. 集じん・排気装置の点検、作業場及びセキュリティゾーンの負圧保持	☐	【集じん・排気装置の適正稼働確認】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名 【作業場及びセキュリティゾーンの負圧】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名	除去作業日の除去開始前	【集じん・排気装置の適正稼働確認】 ・設置時同様、除去作業日毎の除去開始前に集じん排気装置が適正稼働していたことを確認するために記録する。 【作業場及びセキュリティゾーンの負圧】 ・除去作業日の除去開始前に作業場及びセキュリティゾーンの負圧が確保されていたことを確認するために記録する。 ・点検記録表があるとよい。

確認年月日： 年 月 日

確認者：（所屬）（氏名）

表4.15.3 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録事項の例（除去作業中）

作業 時期	項目	確認 欄	記録事項	記録の 時期	記録の趣旨
除去 作業 中	1. 石綿含有建材の湿潤化	☐	湿潤化に用いた薬液名、薬液の散布状況	除去作業日ごと	・粉じん飛散抑制剤が用途に対して適切に使用されていることを示すために記録する。 ・作業場所ごとに薬液名や散布状況が分かるものが必要。
	2. 石綿含有建材の除去	☐	除去作業の方法、作業範囲、状況	除去作業日ごと	・大気中への飛散や作業員へのばく露を防止するための措置がとられ、除去等作業が適切に行われていることを示すために除去等作業の方法、範囲、状況等の概要を記録する。 ・作業計画書の図面のほか、作業場所ごとに除去前後の写真、除去作業中の写真などが必要。
	3. 作業場及びセキュリティゾーンの負圧保持	☐	【作業場及びセキュリティゾーンの負圧】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名	除去作業日ごとに数回（入退出時等）	・作業員の入退出時に負圧不備により石綿が飛散する事例があることから、除去等作業中においても、作業員の休憩時等の出入の際に正常に稼働していることを示すために適宜記録する。 ・点検記録表での記録が望ましい。
	4. 集じん・排気装置の点検	☐ ☐ ☐	【集じん・排気装置排出口の粉じん濃度】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名 【集じん・排気装置の運転時間】 稼働していた時間 【フィルタ交換等のメンテナンス記録】 実施日時、実施内容、実施者氏名	除去作業日ごとに数回（メンテナンスの記録は実施時、稼働時間は作業終了時）	・除去等作業中においても、集じん・排気装置が正常に稼働していたことを示すために適宜（例えば作業の中断前後）記録する。 ・フィルタ交換等、メンテナンスが正しく行われていることを示すために記録する。（一般的には、1次フィルタは3～4回/日程度、2次フィルタは1回/日程度、HEPAフィルタは1次、2次フィルタを取り替えても目詰まりをおこす可能性のある場合（500 時間程度）に交換する） ・点検記録表での記録が望ましい。
	5. 石綿粉じんの処理	☐	除去された石綿の梱包及び保管状況、当該梱包への表示	除去作業日ごと	・除去した石綿を放置せずに、適切に表示、梱包、保管していたことを示すために記録する。 ・写真による記録が必要。
	6. 使用器具等の付着物の除去又は梱包	☐	使用した器具や保護具等を持ち出す際の付着物の除去の状況又はこれらを廃棄する場合の梱包の状況	除去作業日ごと	・石綿が付着したままの使用器具、保護具等を作業場外に持ち出すことは、石綿等の粉じんの飛散につながるおそれがあることから、使用器具、保護具等を作業場外に持ち出す際に付着物が除去されていたこと又は梱包されていたことを示すために記録する。 ・写真があると分かりやすい。
	7. 保護具等の着用状況	☐	保護具（呼吸用保護具、保護衣）の着用状況	除去作業日ごと	・作業員の石綿ばく露を防止するため、除去対象及び工法により指定された保護衣等の着用が必要であることから、除去等作業員が適切な保護衣、呼吸用保護具等を正しく用いていたことを示すために記録する。 ・写真による記録が必要なほか、資材表や点検記録があると分かりやすい。
	8. 従事者の記録	☐	除去等作業従事者及び周辺作業従事者の氏名、従事日時、従事した作業	除去作業日ごと	・石綿に関する健康被害は、長時間経過した後に発生することから、石綿等の取扱い作業に従事した者、周辺作業に従事した者の従事期間を示すために記録しておく必要がある。 ・40年間保存（石綿則）

確認年月日： 年 月 日

確認者：（所属） (氏名)

国マニュアルより

表4.15.4 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録事項の例（除去作業後）

作業 時期	項目	確認 欄	記録事項	記録の 時期	記録の趣旨
除去 作業 後	1. 石綿の取 り残しの有 無	☐	除去対象の石綿が適切に処理 されたことの確認	隔 離 解 除 前	・石綿を取り残したまま隔離を解除すると 作業場外へ飛散するおそれがあるため、確 実に除去されていることを確認し、記録す る。 4.15.3参照 ・取り残り確認の措置の実施状況及び当 該確認を行った者の資格が確認できるもの について、写真等による記録が必要。
	2. 除 去 部 分への粉じ ん飛散防止 処理剤の散 布	☐	散布した薬液名、散布状況	隔 離 解 除 前	・粉じん飛散防止処理剤（固化剤）が用 途に対して適切に使用されていることを示 すために記録する。 ・薬液名や散布状況が分かるものが必要。
	3. 石綿粉じ んの飛散の おそれがない ことの確認	☐	隔離内の石綿粉じん等の飛散 のおそれがないことの確認日時、 確認方法、確認結果、確認の 実施者氏名、隔離空間内の清 掃の状況	隔 離 解 除 前	・何らかの方法で隔離解除の際に、隔離 空間内に石綿等の粉じんがないことの確認 を行ったことを示すため記録する。 ・確認結果報告書や清掃後の写真などが 必要。
	4. 作 業 場 内の仕上清 掃	☐	作業場所の床又は地面等の清 掃状況	仕 上 清 掃 時	・石綿が残留したまま以降の作業を進める ことは石綿の飛散につながるおそれがあるた め、作業場所の床や地面等が清掃されて たことを示すために記録する。 ・仕上清掃後の写真などが必要。

確認年月日： 年 月 日

確認者：（所属）（氏名）

国マニュアルより

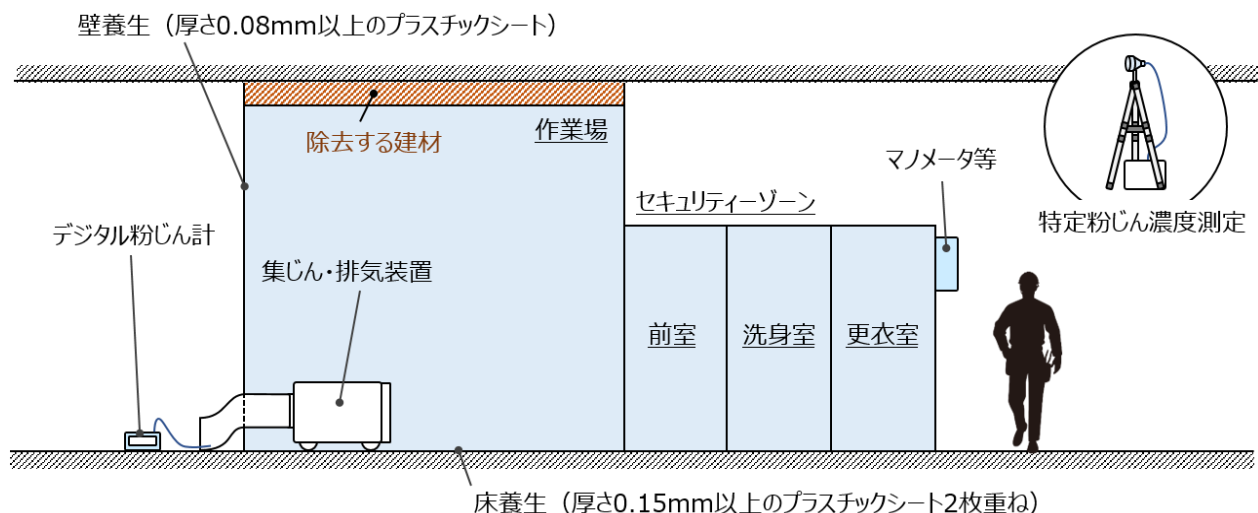
5.3 レベル1～2建材の除去(作業場を負圧隔離する方法)

関係規程：法第18条の14、第18条の19～第18条の20 / 法施行規則第16条の4、第16条の13、別表第7
 / 条例第51条 / 条例施行規則第28条、別表6 / 令和4年札幌市告示第1385号
 / 国マニュアル「4.7.1～4.7.4」、「4.14.1～4.14.6」、「4.15.3～4.15.4」

プラスチックシート等で隔離した作業場内を集じん・排気装置で負圧化し、アスベスト含有建材を湿潤化して除去する方法です。

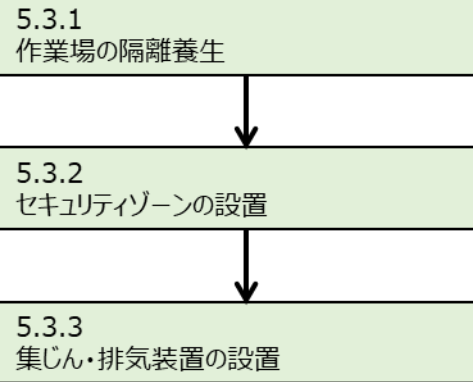


国マニュアルより

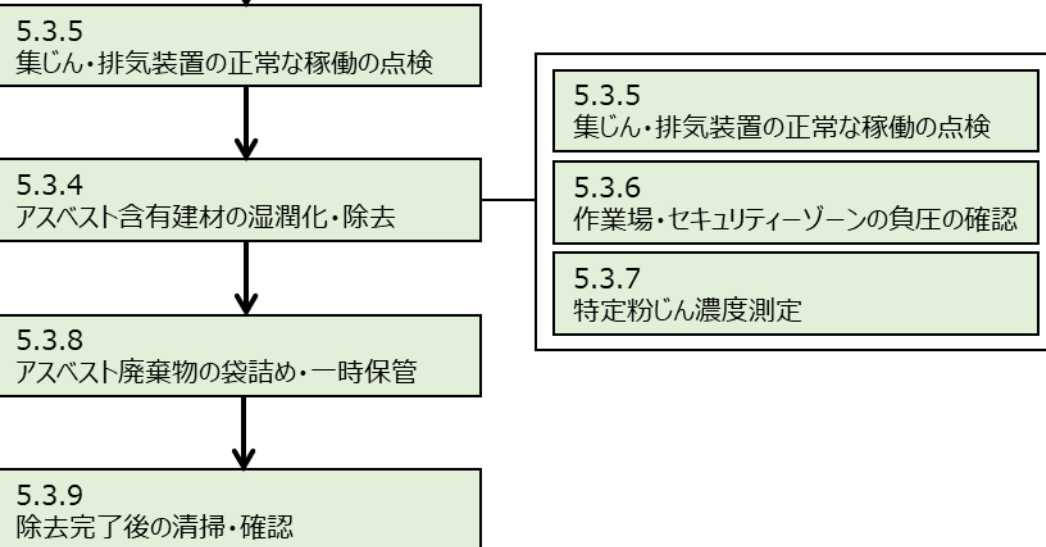


<作業フロー>

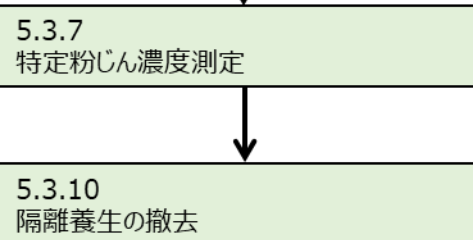
作業前処理



除去作業



事後処理



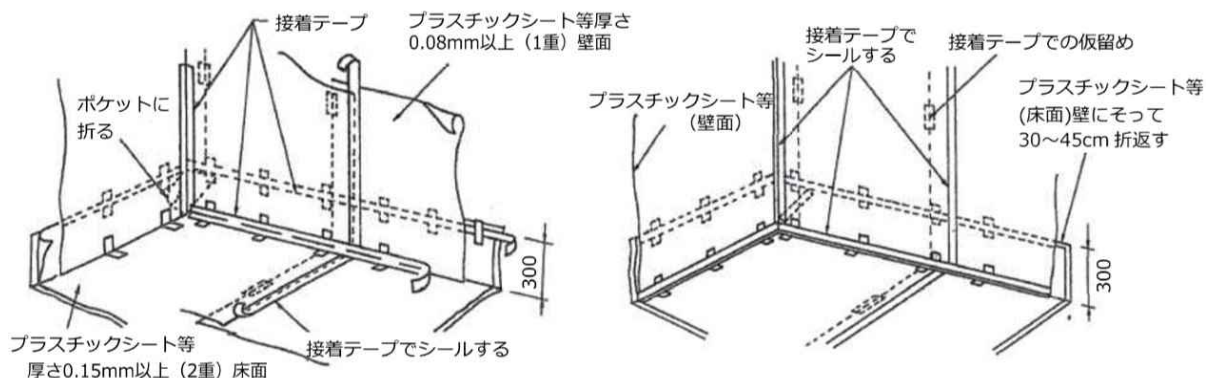
5.3.1 作業場の隔離養生

JIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた真空掃除機等を使用し、作業場の床等を事前清掃した後、十分な強度を有するプラスチックシートと接着テープを用いて作業場を隔離養生します(詳細は国マニュアル「4.7.2」を確認ください)。



国マニュアルより

留意事項



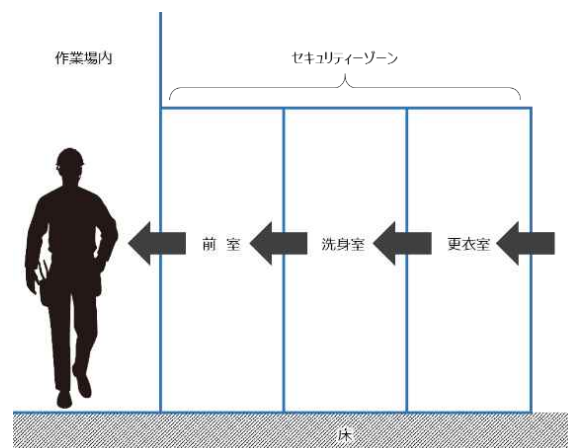
国マニュアルより

- 事前清掃が不十分な場合、後の特定粉じん濃度測定において高い値の測定結果が検出されるおそれがあるため、床の端や配管の隙間なども念入りに清掃します。
- 床面には、厚さ0.15mm以上のプラスチックシートを2枚重ねに敷きます。また、壁に沿って30cm以上折り返し、接着テープで留めます。
- 壁・天井面には、厚さ0.08mm以上のプラスチックシートを使用します。
- プラスチックシートの合わせ目は30cm以上重なるようにして接着テープで留めます。
- 窓や換気口など、作業場の外部へ繋がる開口部はすべてプラスチックシートと接着テープで目張りします。
- あらかじめ撤去できない機械設備などもプラスチックシート等で養生し、除去で発生したアスベストによる汚染を防ぎます。
- 天井上にアスベストが堆積している場合は、作業場の隔離養生と負圧化が完了してから天井仕上材を撤去します。

5.3.2 セキュリティゾーンの設置

札幌市では、札幌市生活環境の確保に関する条例により、レベル1～2建材の除去等作業に当たっては、3室構造のセキュリティゾーンを設けるよう定めています。

隔離した作業場への出入りや資機材等の搬出入を行うため、作業場の出入口にセキュリティゾーンを設置します(詳細は国マニュアル「4.7.2」を確認ください)。



右図：国マニュアルより

留意事項

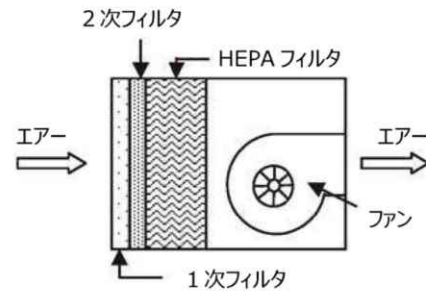
- 作業場の隔離と同様、プラスチックシートと接着テープを用いて3室構造(作業場から外に向かう順に前室・洗身室・更衣室)となるように設置します。
- セキュリティゾーンを屋外に設置する場合、出入口などから強風が吹き込み、吹き戻しにより、作業場内のアスベストを外部へ飛散させることがあるため、出入口をジップ式にする、板やブルーシート等でセキュリティゾーン周囲を囲うなどの措置をします。
- 煙突断熱材の除去において、作業場を上下に設ける場合、「ドラフト効果」により、煙突内に上昇気流が発生するおそれがあるため、作業時は上下いずれかの煙突口を塞ぐなどの措置をします。

5.3.3 集じん・排気装置の設置

作業場内のアスベストを捕集してろ過した空気を外部へ排気しながら作業場内を負圧に維持するため、JIS Z8122に定めるHEPAフィルタ付の集じん・排気装置を設置します(詳細は国マニュアル「4.7.2.(4)」を確認ください)。



国マニュアルより



留意事項

台数	●作業場内の空気を1時間に4回以上換気できるように、集じん・排気装置の設置台数を決定します。排気ダクトが長い場合、曲がりが多い場合、排気ダクトの材質等による圧力損失を考慮して排気能力を設定し、作業場内が$-2\text{Pa} \sim -5\text{Pa}$の負圧となるようにします。 $\text{必要台数} \geq \frac{\text{作業場の気積(床面積} \times \text{高さ) } \text{m}^3}{\text{集じん・排気装置1台当たりの排気能力 } \text{m}^3/\text{分}} \div (60\text{分} \div 4\text{回})$
設置位置	●新鮮空気の気流が作業場内全体を通過して集じん・排気装置に吸引されるよう、できるだけセキュリティゾーンの対角位置に集じん・排気装置を設置します。 (注) 矢印は空気の流れを示す ○の中の数字は除去手順を示す 国マニュアルより

設置位置	● 集じん・排気装置を隔離養生壁ライン上に設置する場合、フィルタ交換作業等を作業場内で行うため、集じん・排気装置本体の一次フィルタ側の先端部のみを作業場の外部から隔離空間内に入れて設置します。  ● 集じん・排気装置の設置後、次の場所でスモークテスター等を使用し、セキュリティゾーン出入口から集じん・排気装置の吸入口に向かう作業場内の気流の流れが均一であるか確認します。気流が滞留する場合は、集じん・排気装置の位置の変更等を検討します。 ① セキュリティゾーン前室への出入口付近 ② 作業場内で集じん・排気装置から最長距離の場所 ③ 作業場内の四隅等の入隅の場所で気流の滞留しやすい場所
設置時点検	● 集じん・排気装置の設置後、次の不備がないか確認します。 ① 集じん・排気装置本体に隙間がないか ② HEPAフィルタ、1次フィルタ、2次フィルタの装着忘れがないか ③ フィルタが適切に装着されているか ● スモークテスターを使用し、HEPAフィルタ周辺部分、電源コード取付部、ダクト接続部、集じん・排気装置本体各部のネジ又はリベット止め部分、本体下部のキャスター取付部等から煙の吸い込みがないか(粉じんの漏えいがないか)を確認します。煙の吸い込みが確認された箇所があれば、コーキング処理等ですき間を塞ぐなど、漏えい防止対策を講じます。 なお、国マニュアルでは、パーティクルカウンターを使用した点検方法も紹介されています。 
その他	● 集じん・排気装置を作業場内に設置する場合、アスベスト繊維が付着しないよう、適切に集じん・排気装置の養生や清掃を行います。 ● 作業場内に排気ダクトを設置する場合は、破損させないよう養生するなどの措置をとることが望ましいです。また、破損を防ぐためダクトの再利用はしないでください。

5.3.4 アスベスト含有建材の湿潤化・除去

集じん・排気装置を稼働させながら、アスベスト含有建材を粉じん飛散抑制剤で湿潤化して除去作業を行います(詳細は国マニュアル「4.7.3」を確認ください)。

なお、作業開始前と作業中に「5.3.5 集じん・排気装置の正常な稼働の点検」を、作業中に「5.3.6 作業場・セキュリティゾーンの負圧の確認」、「5.3.7 特定粉じん濃度測定」を行う必要があります。



国マニュアルより

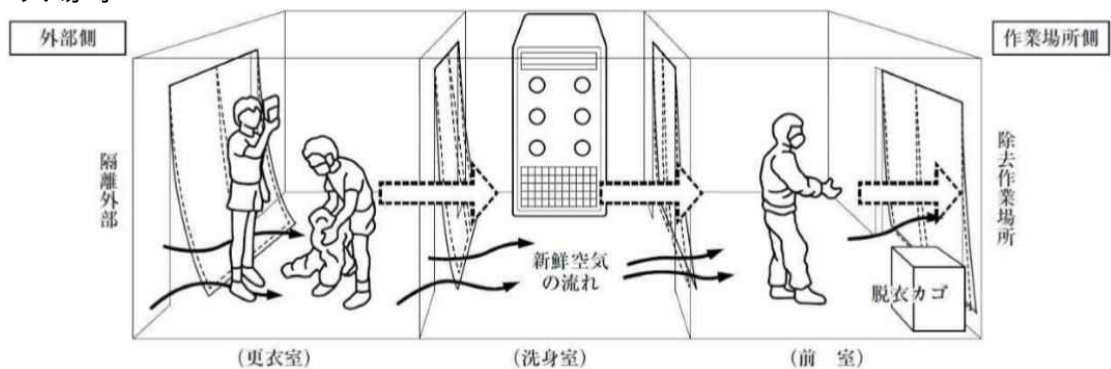
留意事項

湿潤化・除去	●粉じん飛散抑制剤の使用量は、取扱説明書等を確認し、アスベスト含有建材の除去量に応じて予め計算して適切な量が使用されるよう管理します。 ●粉じん飛散抑制剤がアスベスト含有建材へ十分に含浸したことを確認してから除去作業を開始します。 ●除去作業中に粉じん飛散抑制剤の浸透度合いが悪いなどの原因で、発じん量が増加した場合は、改めて建材の湿潤化を行い、適宜、粉じん飛散抑制剤の空中散布を行います。 ●電気グラインダー等の電動工具を使用する場合、発じん量が非常に多いため、局所集じん装置付き電気グラインダーの使用や、高性能真空掃除機の併用により行います。 ●アスベスト含有建材の除去後、必要に応じてワイヤブラシ等の研磨用具で下地に付着している残存材を擦り落とします。
集じん	●集じん・排気装置は、原則、各日の作業終了後も停止させず、作業期間中は常時運転を続けます。やむを得ず、装置を停止させる場合は、作業中断・終了後90分以上稼働させて集じんを行います。また、セキュリティゾーンの出入口をふさぐ等の措置を行います。

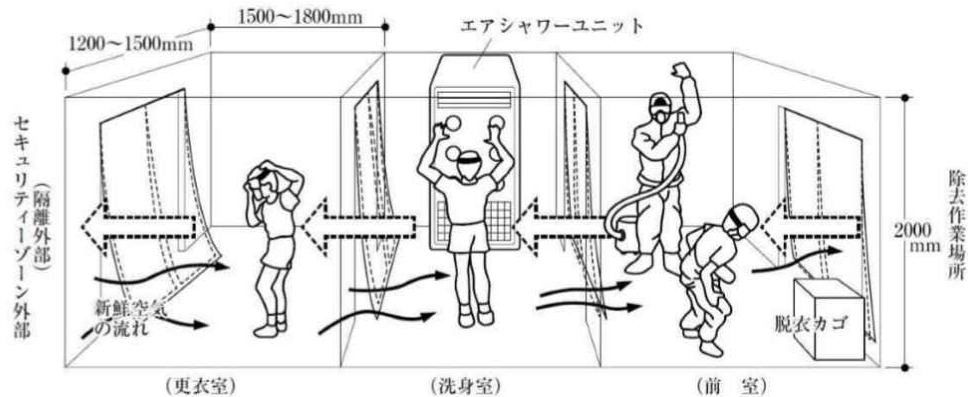
- 前室において、高性能真空掃除機を使用して保護衣等に付着したアスベストを吸い取った後、保護衣等を脱衣します。また、保護シューズカバーを外した後の靴にアスベストが付着して外部に漏出しないよう、靴拭きマットを置いて拭きとるか高性能真空掃除機を使用して吸い取ります。
- 脱衣した保護衣等は廃石綿等として取り扱い、「5.3.8 アスベスト廃棄物の袋詰め・一時保管」に従って廃棄物専用袋に二重梱包して密封し、一時保管場所へ搬送します。
- 洗身室において、呼吸用保護具を着用したままエアシャワー(又は温水シャワー)で全身を回転させながら30秒以上洗身し、素肌や衣類、呼吸用保護具に付着しているアスベストを十分払い落とします。
- 更衣室において、呼吸用保護具を取り外します。
- 特に、複数の作業者が退場する休憩時間前や作業終了時等でも、それぞれの作業者がこれらを行うのに十分な時間を確保できるような作業計画を定めておきます。

<入場時>

作業場の入退場



<退場時>



国マニュアルより

5.3.5 集じん・排気装置の正常な稼働の点検

設置した集じん・排気装置が正常に稼働するか、作業開始前や作業開始後にデジタル粉じん計等を用いて点検し、異常が認められた場合は、装置の補修その他必要な措置を講じる必要があります(詳細は国マニュアル「4.7.2.(4)」、「4.7.3.(2)」、「4.14」を確認ください)。



国マニュアルより

点検時期	
除去作業の初日	● 除去の開始前
	● 除去の開始後速やかに
除去作業を行う日 (毎日)	● 集じん・排気装置の場所を変更したとき
	● 集じん・排気装置のフィルタ※ ¹ を交換したとき
	● その他必要がある場合※ ²

留意事項

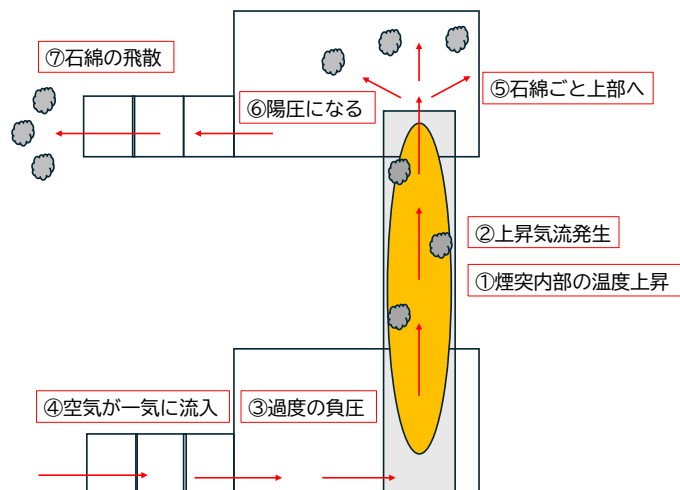
点検	● デジタル粉じん計等で集じん・排気装置の排気を直接測定し、次のいずれかを確認します。 ① 集じん・排気装置の排気口のダクト内部で10分間継続して粉じん濃度を測定し、漏えい確認用基準濃度※³に対して濃度が上昇していないこと ② 集じん・排気装置の排気口のダクト内部で粉じんが検出されないこと ● 異常が認められた場合は、フィルタ装着の不具合の修繕、集じん・排気装置の交換、空気の漏えい箇所の密閉等の措置により状況が是正されたことを確認後、作業を再開します。ただし市民等が漏えいした石綿等の粉じんにばく露する恐れが生じた場合は、直ちに札幌市環境対策課(電話:011-211-2882)へ連絡してください。
フィルタ交換	● 集じん・排気装置のフィルタは製品の仕様書に従って定期的に交換します。一般的な目安として、1次フィルタは1日3～4回、2次フィルタは1日1回、HEPAフィルタは1次～2次フィルタを取り替えても目詰まりを起こす可能性のある場合(500時間程度)に交換します※⁴。 ● フィルタ交換は隔離養生内で行います。 ● HEPAフィルタの交換は隔離養生の解除を伴うため、原則、除去終了後に作業場内のアスベストの処理が完了してから行います。やむを得ず、除去作業中にHEPAフィルタを交換するときは、排気ダクトを密封し、他の集じん・排気装置を稼働させて作業場内の負圧を確保しながら行います。

- ※1 HEPAフィルタ、1次フィルタ及び2次フィルタを指します(令和2年11月30日付施行通知)。
- ※2 作業中に集じん・排気装置にぶつかるなど、集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等を指します(令和2年11月30日付施行通知)。なお、表中の時期の他、除去作業中は定期的に確認することが望ましいです。
- ※3 集じん・排気装置を設置した際、装置停止状態で10分間測定した濃度を「初期濃度」といいます。また、測定を継続した状態で装置を稼働させて10分後に初期濃度から減衰して安定していた場合の濃度を「漏えい確認用基準濃度」といいます。
- ※4 マノメータを使用している場合は、マノメータが示す圧力損失が一定値を超えたときを交換の目安とすることもできます。

注意！

- 集じん・排気装置の稼働により、内部が負圧になったことで、養生の隅等に破れや隙間が生じる場合があります。
除去作業前に必ず、再度養生を点検しましょう。
- 内装材の撤去の際、養生や、集じん・排気装置のダクトを損傷してしまう場合があります。
内装材撤去の際はスペースを広く設けるなど作業場の整理整頓を心掛けましょう。
ダクトは損傷を防ぐため養生シートで覆うなどの対策を施しましょう。
- 負圧が維持できないときは、以下の点を確認しましょう。
ダクトに折れがないか確認しましょう。ダクトは直線的に配置し、曲がりを最小限にしましょう。曲がり部にはアルミダクトを使用し、補強しましょう。
ダクト排出口のバタつきを抑えるために、排出口をひもで縛ると集じん・排気装置の吸引量が激減します。排出口にアルミダクトを使用することでバタつきを抑えましょう。
- 煙突はドラフト現象※⁵に注意しましょう。
回転昇降する超高压水の吐出水圧作用により断熱材を切削する工法の場合、超高压水の衝突エネルギーにより水は温水になり、ドラフト現象により煙突内に上昇気流が生じる場合があります。結果、上部作業室が陽圧となり外部へ石綿漏洩のリスクが生じます。
【対策】
 - ・ 上昇気流の流れを断ち切るために煙突頂部に開閉蓋を設置しましょう。
 - ・ 灰出し口に開閉扉を設置し、切削作業中は閉鎖をし、途中廃水が貯まったら切削を停止し、煙突頂部の蓋を閉め、灰出し口を開いて回収しましょう。
 - ・ 上下どちらかの蓋が閉まっていればドラフト現象は防げます。作業中は同時に開くことがないようにしましょう。

- ※5 煙突内の温かい空気が上昇し、外気との温度差によって下から新しい空気が吸い込まれる現象です(以下はイメージ図)。



5.3.6 作業場・セキュリティゾーンの負圧の点検

作業場・セキュリティゾーンが適切に負圧化されているか、除去開始前と中断時にマンメータやスモークテスター等を用いて点検し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他必要な措置を講じる必要があります(詳細は国マニュアル「4.7.3」、「4.14」を確認ください)。



国マニュアルより

点検時期	
除去作業を行う日 (毎日)	● 除去の開始前※1
	● 除去の中断時※2、※3

留意事項

- スモークテスターで負圧を点検する場合、セキュリティゾーンの更衣室入口の気流が作業場方向へ流れているか目視で確認します。
- マンメータで負圧を点検する場合、作業場内の差圧-2Pa～-5Paとなることが目安となります。
- 上表の時期の他、除去作業中は定期的又は連続的に負圧確認を実施します。
- 異常が認められた場合は、作業を中止して是正した後、作業を再開します。

※1 除去の開始前の負圧確認は、除去作業が複数日にわたって行われる場合は、作業初日だけではなく、毎日実施します。

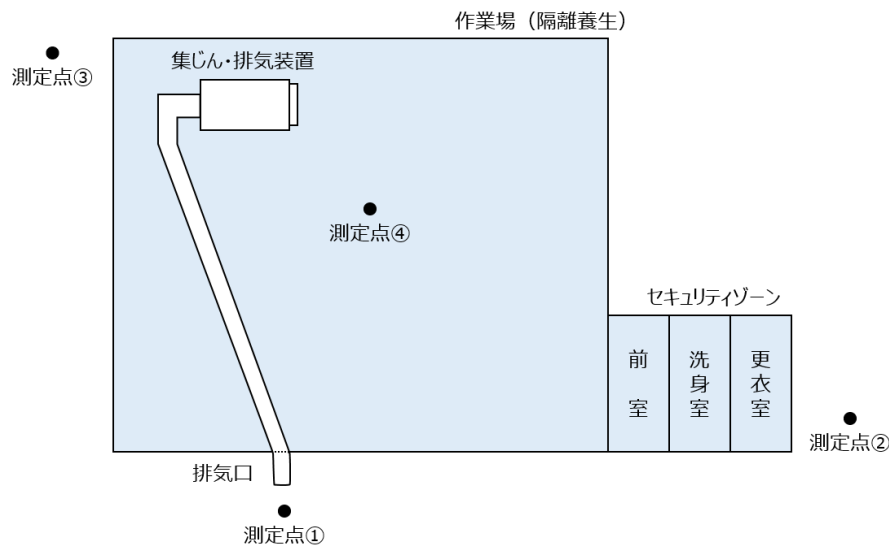
※2 各日(最終日を除く)の作業が終了したときを含みます。

※3 作業を中断して、作業者が前室から退出した時点で点検します。

5.3.7 特定粉じん濃度測定

札幌市では、札幌市生活環境の確保に関する条例により、レベル1～2建材の除去等作業に当たっては、特定粉じん濃度測定を行うよう定めています。

アスベスト含有建材の除去作業中と除去作業後(隔離養生の撤去前)に特定粉じん濃度測定を行い、作業場からアスベストが飛散していないか確認します。



測定時期	測定地点※3
除去作業中※1	① 集じん・排気装置の排気口※4
	② セキュリティゾーンの更衣室の入口※4
	③ 作業場の直近の外周※5
除去作業後(隔離養生の撤去前)※2	④ 作業場内※5

- ※1 原則、除去作業の初日(アスベスト含有建材を初めて除去する日)に測定を行い、速やかに専門の分析業者へ検体の分析を依頼することで、早期に結果を把握します。
- ※2 作業場内を清掃して集じん・排気装置を90分以上稼働させ、作業場内に飛散する粉じん濃度が十分低下したと考えられる時点で実施します。
- ※3 工区が複数ある場合は、工区ごとに測定を行います。
- ※4 セキュリティゾーン、集じん・排気装置の排気口が複数ある場合は、箇所ごとに測定を行います。
- ※5 作業場が複数階あるなど、広域の場合は、複数箇所での測定を行います。

留意事項

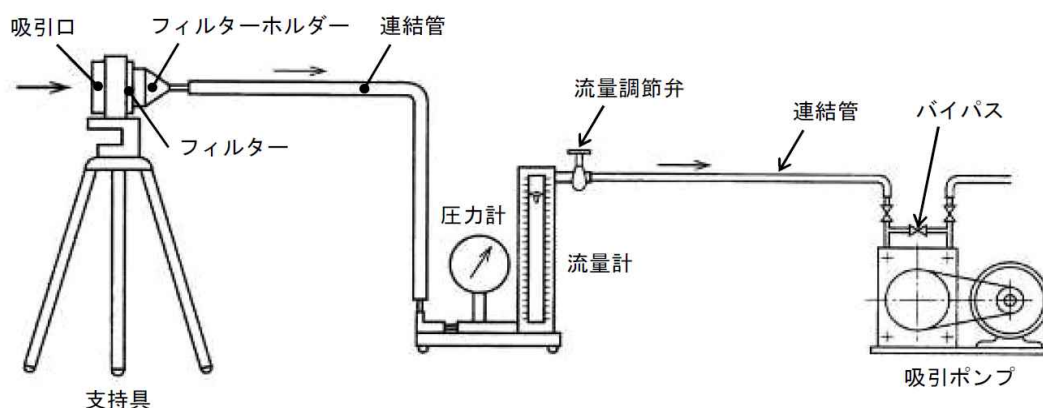
- 測定は「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」(令和4年3月29日環境省水・大気環境局大気環境課長通知)の「第3部 解体現場等におけるアスベストの測定方法※6」により行います(令和4年4月13日札幌市告示第1385号)。



「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」(環境省)
<http://www.env.go.jp/press/110784.html>

- 測定条件は下表のとおりですが、保有する機器等の都合により、測定条件の一部を変更する場合は、定量下限値が0.5本/L以下となるようにしてください。

項目	測定条件
●フィルター径	直径47mm※7(有効径35mm)
●吸引流量	10L/min
●吸引時間	240分 又は 120分
●定量下限値	0.5本/L以下



出典：財団法人 日本規格協会

「JIS K 3850-1:2006 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」
 アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)より

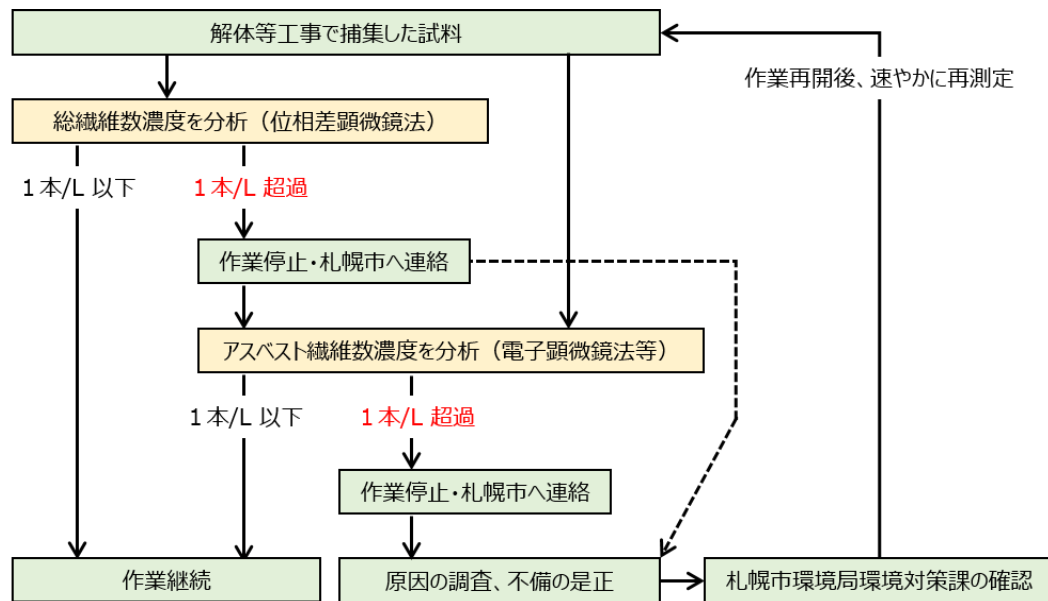
- ※6 「3.2.3 自動測定器によるリアルタイム測定」、「3.2.4 スクリーニング法(可搬型顕微鏡法)」及び「＜附録＞解体現場等におけるその他迅速な測定方法の紹介」で示されている方法は除きます。
- ※7 電子顕微鏡法による再分析に使用する可能性があるため、原則、直径47mmのフィルターを使用します。ただし、直径25mmのフィルターでも再分析が可能であることを事前に分析機関に確認できた場合は、直径25mmのフィルターを使用しても構いません。

測定結果に対する対応

- 国マニュアルを基に、札幌市では漏えい監視の目安をアスベスト繊維数濃度1本/Lとしています。

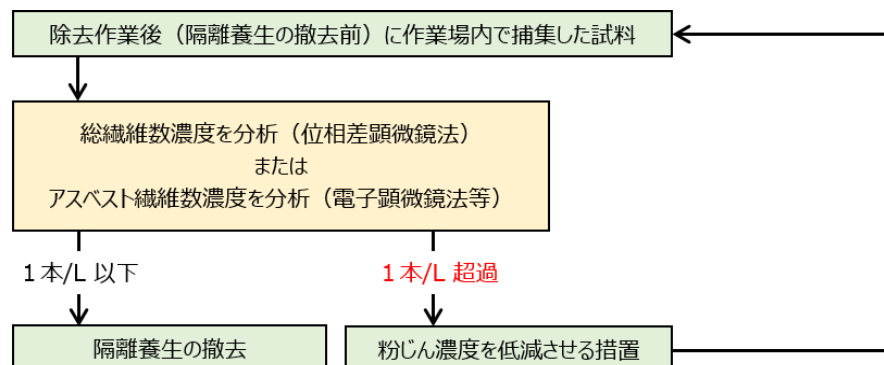
除去作業中の測定

- 除去作業中の測定の結果、総繊維数濃度又はアスベスト繊維数濃度が1本/Lを超過していた場合、直ちに作業を停止し、原因調査(集じん・排気装置の点検、隔離養生の点検等)、不備の是正等の必要な措置を講じてください。また、札幌市環境局環境対策課(電話:011-211-2882)へ連絡してください。
- 作業再開は、札幌市環境局環境対策課が不備の是正内容が問題ないことを確認した後とし、再開後は速やかに再測定を行ってください。再測定の結果が1本/L以下であればそのまま作業を継続して構いません。



除去作業後の測定

- 除去作業後(隔離養生の撤去前)の測定の結果、総繊維数濃度又はアスベスト繊維数濃度が1本/Lを超過していた場合、作業場内への粉じん飛散防止処理剤の散布、集じん・排気装置の稼働等により作業場内の粉じん濃度を低減させる措置を講じてください。



5.3.8 アスベスト廃棄物の袋詰め・一時保管

札幌市では、札幌市生活環境の確保に関する条例により、レベル1～2建材の除去等作業に当たっては、アスベスト及び保護衣等の廃棄物の処理を適正に行うよう定めています。

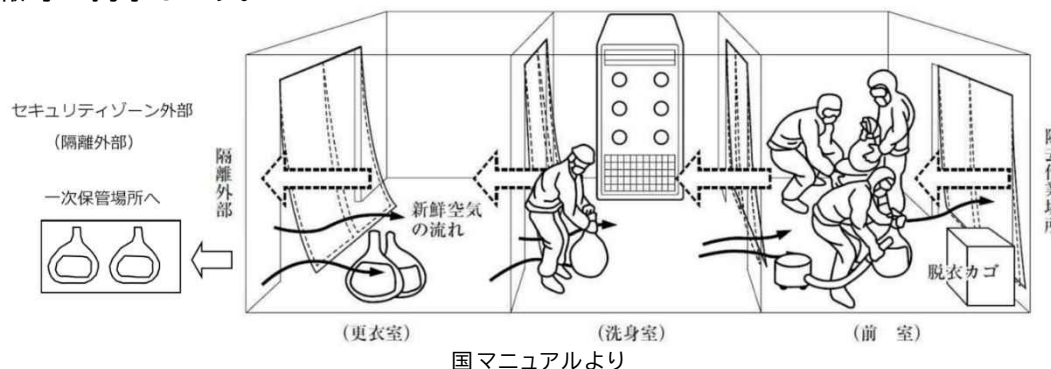
除去されたレベル1～2建材等の廃棄物は、特別管理産業廃棄物管理責任者の管理の下、廃棄物処理法の廃石綿等として適正に処理します(詳細は国マニュアル「4.7.3」を確認ください)。



国マニュアルより

留意事項

- 除去した廃石綿等は、粉じん飛散抑制剤等により安定化処理又はセメント等による固形化を行った後、作業場内で廃棄物専用袋※¹に詰め、袋内の空気を抜いて密封します。
- 廃棄物専用袋の外側には多量のアスベストが付着しているため、セキュリティゾーンの前室で廃棄物専用袋の外側を高性能真空掃除機で吸い取る等した後、二重目の廃棄物専用袋に収納し、袋内の空気を抜いて密封します。
- 除去したレベル1～2建材のほか、作業場内で使用した養生材、資材、保護衣等もすべて廃石綿等として取り扱い、同様に二重梱包して処理します。
- 除去した廃棄物は作業当日中に全て袋詰めし、作業場内に放置せず、セキュリティゾーンを通して搬出して一時保管場所(他の廃棄物との混同しないよう、囲いを設けるか独立した部屋を設ける)へ集積します。
- 一時保管場所は作業場外の一定場所に設置し、可能な限り出入口を施錠します。また、出入口の側に特別管理産業廃棄物の保管場所であることや保管場所の管理責任者の情報等を掲示します。



国マニュアルより

※1 厚さ0.15mm以上の十分な強度を有するプラスチック袋とし、廃石綿等が入っていること及び取扱い注意事項が表示されているものを使用します。

5.3.9 除去完了後の清掃・確認

アスベスト含有建材の除去完了後に作業場内の清掃を行い、建材の取り残しがないことを確認した後、除去面や養生面に粉じん飛散防止処理剤を散布します(詳細は国マニュアル「4.7.3」、「4.7.4」、「4.15.3」を確認ください)。



国マニュアルより

留意事項

- 清掃は高い場所から低い場所の順に行い、設備等の残置物の養生に付着した塵埃や廃棄物塊を取り除き、壁・床面の廃棄物を残らず清掃し、袋詰めします。
- 清掃後、必要な知識を有する者※1が除去面をくまなく確認して取り残したアスベスト含有建材がないか検査し、必要に応じて写真等の記録に残します。
- アスベスト含有建材の取り残しがないことを確認したら、除去面、養生シート等や空気中に粉じん飛散防止処理剤を散布します。
- 粉じん飛散防止処理剤の使用量は、粉じん飛散抑制剤と同様、取扱説明書等を確認し、除去面積に応じて予め計算した適切な量が使用されるよう管理します。

※1 建築物の場合、建築物石綿含有建材調査者、令和5年10月の事前調査者の義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、確認を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者、石綿作業主任者技能講習を修了した者を指します(令和2年11月30日付施行通知)。

工作物の場合、調査者等又は当該特定工事に係る石綿作業主任者(石綿障害予防規則第19条に規定する者をいう。)を指します(令和5年6月23日付施行通知)。

5.3.10 隔離養生の撤去

除去作業完了後の作業場内における「5.3.7 特定粉じん濃度測定」の結果が1本/Lを超えていないことを確認した後、隔離養生を撤去し、最終清掃を行います(詳細は国マニュアル「4.7.4」を確認ください)。



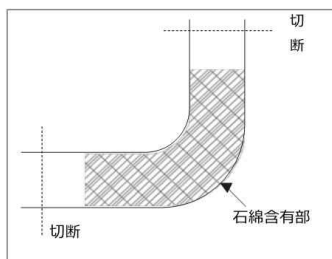
国マニュアルより

留意事項

- 必ず除去作業後(隔離養生の撤去前)の特定粉じん濃度測定の結果が1本/L以下であることを確認してから隔離養生を撤去してください。
- 作業場の清掃と同様、高い場所から低い場所へ、天井面、壁面、床面の順序で進めます。
- 撤去したプラスチックシート等はレベル1～2建材の廃棄物と同様に廃石綿等として取扱い、「5.3.8 アスベスト廃棄物の袋詰め・一時保管」に従って廃棄物専用袋に二重梱包して密封し、一時保管場所へ搬送します。
- 最終清掃は隔離養生の撤去後に行い、作業場周辺を含めて、アスベストが飛散しているおそれのある箇所を高性能真空掃除機で清掃します。

参考: 非石綿含有部での切断による除去

- 建築物の設備配管の曲がり部分でのアスベスト含有保温材の使用が多いです。
- そのような配管は、アスベスト含有保温材が使用されていない部分で配管を切断し、配管ごと梱包の上、廃棄できる場合があります。
- 直接アスベスト含有保温材に触れず、アスベストの飛散のおそれがない場合は、特定粉じん排出等作業実施届出書は不要です。(労働基準監督署への届出は必要となる場合があるため、別途ご確認ください。)



国マニュアルより

5.4 レベル1～2建材の除去(グローブバッグ工法)

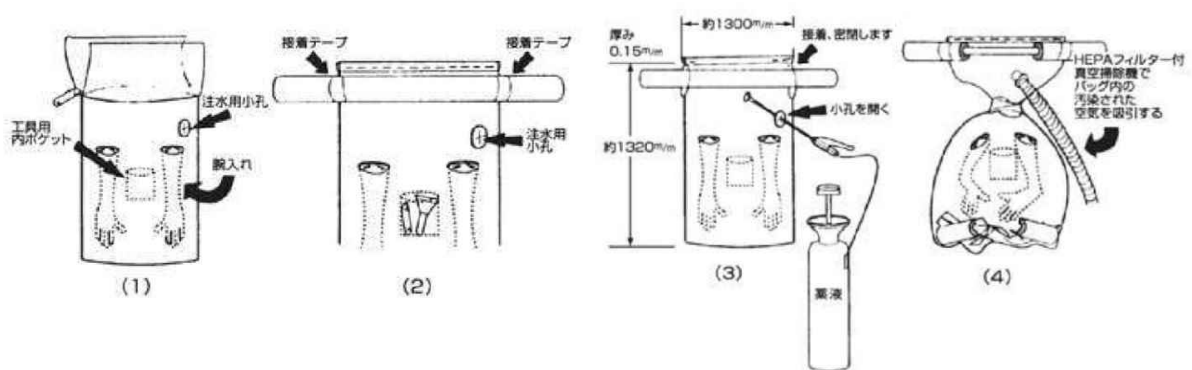
関係規程：法第18条の14、第18条の19～第18条の20 / 法施行規則第16条の4、第16条の14、別表第7
 / 条例第51条 / 条例規則第28条、別表6 / 令和4年4月13日札幌市告示第1385号
 / 国マニュアル「4.10.1」

配管のアスベスト含有保温材等の除去時に、局所隔離の一種であるグローブバッグを使用する方法です。なお、グローブバッグ工法の手順については、札幌市告示で規定されているほか、国マニュアル「4.10.1」を確認ください。



国マニュアルより

グローブバッグ工法(令和4年4月13日札幌市告示第1385号を一部改変)



国マニュアルより

- 1 グローブバッグにより、アスベスト含有吹付け材又はアスベスト含有保温材等の除去作業を行おうとする箇所を覆い、密閉する。なお、グローブバッグで作業を行おうとする箇所を覆い密閉する前に、あらかじめケレン棒、カッター等の工具をグローブバッグの中に入れておく。
- 2 グローブバッグは以下の製品を使用する。
 - ・ シートの厚さが 0.15mm 以上で十分な強度を有するもの
 - ・ 接着面が容易にはがれないもの
 - ・ 除去を行う範囲に対し、十分な大きさがあるもの
 また、作業部の床面にプラスチックシート(0.15mm)を敷く。
- 3 除去作業を開始する前に、スモークテスト又はそれと同等の方法で密閉の状況を点検し、漏れがあった場合はふさぐ。

- 4 アスベスト含有吹付け材又はアスベスト含有保温材等を除去する前に、これらの材料を湿潤な状態のものとする。

湿潤化の際は、専用穴から湿潤化のための噴霧用の管を挿入する等して粉じん飛散抑制剤を散布し、除去対象建材に浸透させる。

- 5 除去作業はカッター等で切断し、ケレン棒、金ブラシ等により剥離・除去する※¹。

- 6 下表の場所で特定粉じん濃度測定※²を行う。

測定場所	測定時期
作業場(グローブバッグ)の直近の外周	除去作業中

- 7 保温材等の除去後、除去面をよく清掃する。

- 8 除去作業終了後、密閉を解く前に、取り残しがないことを確認した後、専用穴から噴霧用の管を挿入する等して、アスベスト含有吹付け材又はアスベスト含有保温材等の除去面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。

- 9 除去作業終了後、グローブバッグを取り外すときは、配管等の直下部で、粘着テープ等により袋を閉じ、あらかじめ内部の空気を高性能真空掃除機を用いて排気した後、配管等の上部をカッターで切り、グローブバッグを取り外す※³、※⁴。

- 10 下表の場所で特定粉じん濃度測定※²を行う。

測定場所	測定時期
作業場(グローブバッグ)の直近の外周	除去作業後(グローブバッグ取り外し後)

※¹ 万一、グローブバッグの脱落等が生じた場合は、粉じん飛散抑制剤又は水等で素早く湿潤化するとともに、高性能真空掃除機で十分に清掃する。

※² 作業場(グローブバッグ)が複数ある場合は、作業場ごとに測定を行います。
除去作業中の測定は、原則初日(初めてアスベスト含有建材を除去する日)に行います。
その他の留意点は、「5.3.7 特定粉じん濃度測定」と同様です。

※³ グローブバッグから工具等を持ち出すときは、あらかじめ付着した物を除去し、又は梱包します。

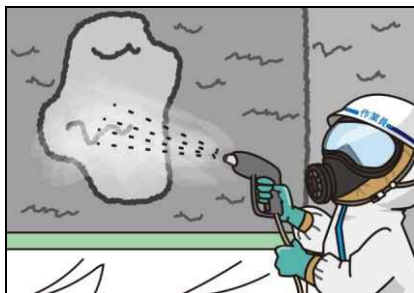
※⁴ 除去作業が終了した後、取り外したグローブバッグは、廃棄物専用袋に入れ(これで二重梱包となる)、廃石綿等として保管し、処分する。湿潤化のために除去前に粉じん飛散抑制剤を含浸させることが、廃棄物処理法に規定する埋立処分の基準である「薬剤による安定化」に該当しますが、必要に応じてグローブバッグを密封する前に粉じん飛散抑制剤を再度散布します。なお、使用したグローブバッグは廃棄し、再利用しません。

5.5 レベル1～2建材の封じ込め・囲い込み

関係規程：法第18条の14、第18条の19～第18条の20 / 法施行規則第16条の4、第16条の15、別表第7
／ 国マニュアル「4.9.1～4.9.3」

建築物の解体時には、原則として解体に先立ちアスベスト建材を除去しなければなりません。が、建築物の改造・補修の場合にあっては、封じ込め・囲い込みを選択できる場合があります。

ただし、レベル1～2建材の封じ込め・囲い込みをするにあたり、アスベスト含有建材に直接触れない場合であっても、当該作業によってアスベストが飛散するおそれのあるもの※¹については、「5.3 レベル1～2建材の除去（作業場を負圧隔離する方法）」と同様の飛散防止措置が必要となります。



● 封じ込め作業

既存のアスベスト含有建材をそのまま残し、建材への薬液の含浸若しくは造膜剤の散布等によって、建材の表層部や全層を完全に被膜・固着・固定化し、粉じんが飛散しないようにする工法です。

● 囲い込み作業

既存のアスベスト含有建材をそのまま残し、板状材料等で完全に覆うことによって完全に密封し、粉じんの飛散防止、損傷防止等を図る工法です。

留意事項

- 建築基準法では、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウールが使用された建築物は既存不適格の扱いとなっており、新たな建築行為を行う場合には、原則、それらを除去する必要があります。ただし、一定規模以下の増改築等の場合は例外的に封じ込め・囲い込みが認められています。
- 既存のアスベスト含有建材に劣化や損傷がある場合、施工時に建材が脱落等するおそれがある場合は封じ込め・囲い込みではなくアスベスト含有建材の除去をする必要があります。
- 封じ込め・囲い込みをした場合、アスベスト含有建材を当該建築物から除去することにならないため、措置後も適切に管理を行い、建築物の解体時には除去を行う必要があります。

※¹ アスベスト含有建材に直接触れなくても、建材への薬液の吹付けや振動等によりアスベストが飛散する可能性があります。

5.6 レベル3建材(アスベスト含有成形板等)の除去

関係規程：法第18条の14、第18条の20 / 法施行規則第16条の4、別表第7 / 国マニュアル「4.11」

レベル3建材のうち、アスベスト含有成形板等^{※1}を除去する際は、原則として切断等を行わず、原形のまま取り外す必要があります。

ただし、原形のまま取り外すことが技術上著しく困難なときや、作業の性質上適さないときは、建材の種類に応じて、建材の湿潤化、周辺養生をする必要があります(詳細は国マニュアル「4.11」を確認ください)。



大気汚染防止法及び政省令の改正について(環境省説明会資料)、国マニュアルより

アスベスト含有成形板等を除去する作業の基準

- ① アスベスト含有成形板等を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外す^{※2}こと
- ② ①の方法により除去することが技術上著しく困難なとき^{※3}、建築物等の改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること
- ③ けい酸カルシウム板第1種にあっては、①の方法により除去することが技術上著しく困難なとき、建築物等の改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること
 - ・ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること
 - ・ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること
- ④ アスベスト含有成形板等の除去後、作業場内のアスベストを清掃すること。養生を行ったときは、養生を撤去する前に作業場内の清掃その他のアスベストの処理を行うこと

※1 アスベスト含有下地調整塗材を含みます。なお、アスベスト含有仕上塗材の除去については、「5.7 レベル3建材(アスベスト含有仕上塗材)の除去」を確認ください。

※2 「そのまま建築物等から取り外す」とは、ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことを意味します。

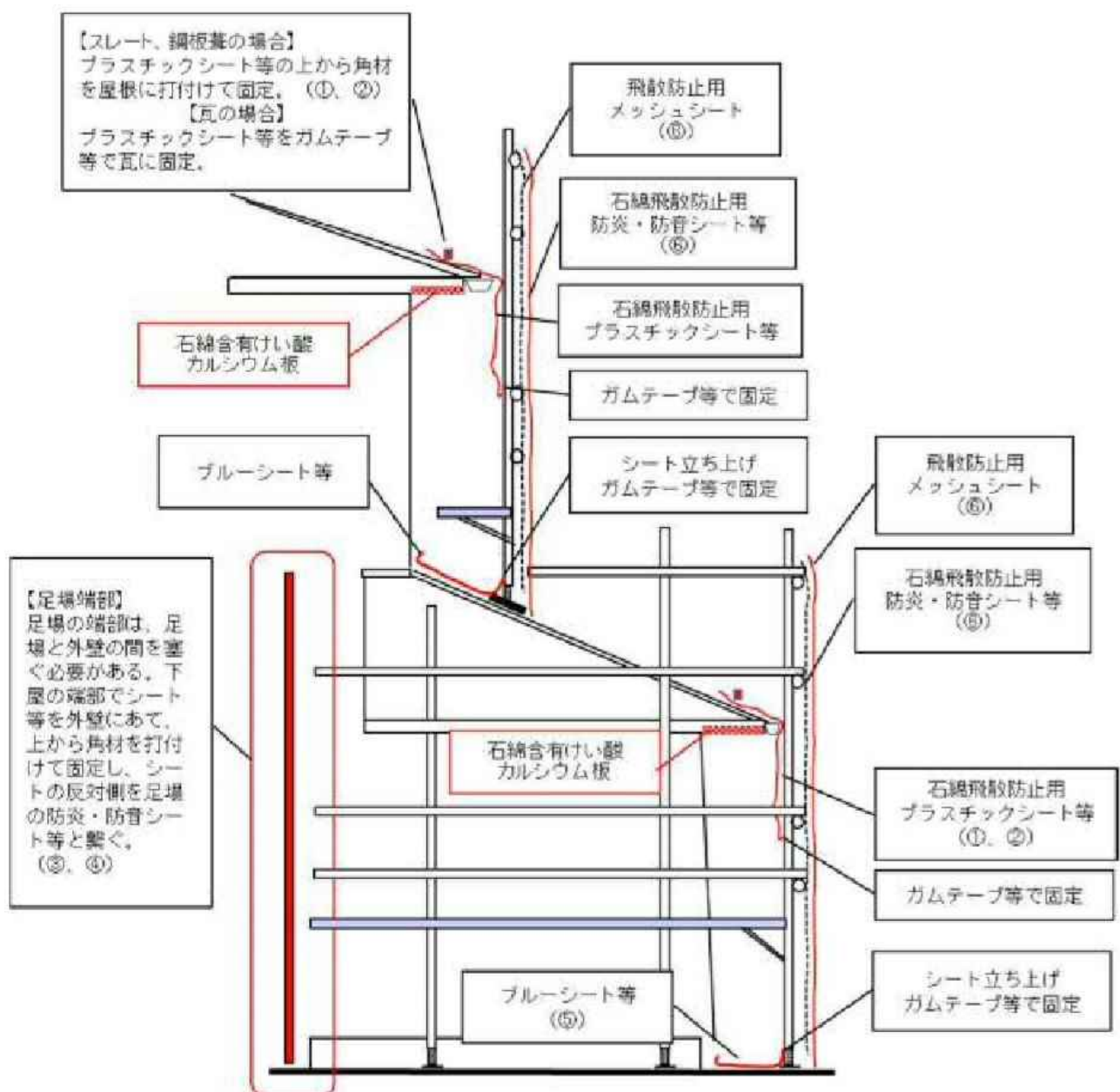
※3 「原形のまま取り外すことが技術上著しく困難なとき」とは、建材や固定具が劣化している場合、建材が下地材等と接着材で固定されている場合などを指します。

留意事項	
湿潤化	●「湿潤化」とは、作業前に散水で建材を湿潤な状態にするだけでなく、作業中も切断面等へ散水等し、湿潤な状態を常時保つことを意味します。粉じんの飛散の程度に応じ、建材の湿潤化状況を確認しつつ、適切な箇所に適量の散水等を行います。
養生	●「養生」とは、作業場の周囲と上下をプラスチックシート等で囲うなどにより、建材の周辺を養生することを意味し、必要に応じて、壁や床等も汚染を防ぐために養生します。なお、シートやパネル間の目張りまでは必須ではありませんが、建物が隣接している等、近隣住民への配慮が必要と考えられる現場については、工事粉じんの適切な飛散防止措置を行います。 ●作業場が屋内の場合、換気口等の開口部はプラスチックシート等で目張りします。 ●アスベスト含有下地調整塗材を電気グラインダー等の電動工具を使用して除去するなど、大量に粉じんが発生することが想定される場合は、必要に応じて作業場を養生します。 ●軒天等に使用されたけい酸カルシウム板第1種を取り外すとき、釘等の固定具が劣化しているなどで当該建材の一部を破断して取り外す場合は、湿潤化と養生が必要になります。
清掃	●周囲に飛散したアスベスト含有成形板等の破片や粉じんは、湿潤化しながら集め、その後、粉じん飛散防止処理剤等を散布して高性能真空掃除機で清掃します。なお、養生を行った場合は、養生撤去前に粉じん飛散防止処理剤等を散布することが望ましい。
廃棄物	●取り外したアスベスト含有成形板等は、原則として薬液等により湿潤化し、切断や破砕は行わず、原形のまま取扱います。 ●取り外したアスベスト等は、堅固な容器や確実な包装に密封し、個々の容器や包装等の見やすい箇所に、アスベスト等が入っていることや取扱い上の注意事項を表示します。ただし、原形のまま取り外し、「塊状であって、そのままの状態では発じんのおそれのないもの」であれば、容器や包装等に入れることは求められていません(石綿障害予防規則)。 ●アスベスト含有成形板等や、その除去作業でアスベストが付着した資材等の廃棄物は、石綿含有産業廃棄物として、次の措置を講じる等、適切に保管・運搬・処分します(詳細は「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」(環境省)をご確認ください)。 ○荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ね、シート掛け又は梱包する等します。なお、破断・切断したアスベスト含有けい酸カルシウム板第1種は、フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等に梱包し、廃棄物の露出がないようにします。 ○現場に一時保管する場合は、他の産業廃棄物と分別して一定の場所に保管し、アスベスト含有産業廃棄物の保管場所であることの表示をします。
確認	●アスベスト含有建材の除去後、作業場内の清掃を行い、必要な知識を有する者※4が建材の取り残しがないか検査し、必要に応じて写真等の記録に残します。

※4 建築物の工事の場合、建築物石綿含有建材調査者、令和5年10月の事前調査資格の義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、確認を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者、石綿作業主任者技能講習を修了した者を指します(令和2年11月30日付施行通知)。

工作物の工事の場合、令和8年1月1日以降は、工作物事前調査資格等又は当該特定工事に係る石綿作業主任者(石綿障害予防規則第19条に規定する者をいう。)、それ以前は石綿作業主任者のことを指します(令和5年6月23日付施行通知)。

軒天に使用されたけい酸カルシウム板第1種を除去する場合の養生の参考例



国マニュアルより

5.7 レベル3建材(アスベスト含有仕上塗材)の除去

関係規程：法第18条の14、第18条の20 / 法施行規則第16条の4、別表第7 / 国マニュアル「4.12」

レベル3建材である、アスベスト含有仕上塗材^{※1}を除去する際は、除去する建材を薬液等により湿潤化する必要があります。ただし、電気グラインダー等の電動工具を用いて除去するときは、湿潤化に加えて除去部分の周辺を事前に養生する必要があります(詳細は国マニュアル「4.12」を確認ください)。



左図：環境省リーフレット「大気汚染防止法が改正されました」より(出典：日本建築仕上材工業会)

右図：中央環境審議会大気・騒音振動部会 第4回石綿飛散防止小委員会 資料3-1より(出典：一般社団法人マンション計画修繕施工協会提供)

アスベスト含有仕上塗材を除去する作業の基準^{※2}

- ① 除去するアスベスト含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること
- ② 電気グラインダーその他の電動工具^{※3}を用いてアスベスト含有仕上塗材を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること
 - ・ アスベスト含有仕上塗材の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること
 - ・ 除去するアスベスト含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること
- ③ アスベスト含有仕上塗材の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。養生を行ったときは、養生を撤去する前に作業場内の清掃その他のアスベストの処理を行うこと

※1 吹付けパーライト、吹付けバーミキュライト(ひる石)は、レベル1建材の吹付けアスベストに該当します。なお、アスベスト含有下地調整塗材については、「5.6 レベル3建材(アスベスト含有成形板等)の除去」を確認ください。

※2 上塗り作業等、既存のアスベスト含有仕上塗材の除去を行わない場合は、規制対象外です。

※3 ディスクグラインダー又はディスクサンダーをいう。

留意事項	
湿潤化	●「湿潤化」とは、作業前に散水等（剥離剤を使用する方法を含む）で建材を湿潤な状態にするだけでなく、作業中も切断面等へ散水等し、湿潤な状態を常時保つことを意味します。粉じんの飛散の程度に応じて、建材の湿潤化状況を確認しながら、適切な箇所に適量の散水等を行います。 ●仕上塗材の種類によっては剥離剤の剥離効果が期待できない場合があるほか、剥離剤の浸透時間が足りないと湿潤化が不十分になるため、事前に試験施工を行うなど、適切に除去できるか確認ください。
養生	●アスベスト含有仕上塗材を電気グラインダー等の電動工具を使用して除去する場合は、周辺の養生が必須となります。 ●「養生」とは、作業場の周囲と上下をプラスチックシート等で囲うなどにより、建材の周辺を養生することを意味し、必要に応じて、壁や床等も汚染を防ぐために養生します。なお、シートやパネル間の目張りまでは必須ではありませんが、建物が隣接している等、近隣住民への配慮が必要と考えられる現場については、工事粉じんの適切な飛散防止措置を行います。 ●作業場が屋内の場合、換気口等の開口部はプラスチックシート等で目張りします。 ●「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿繊維飛散防止処理技術指針」（国立研究開発法人 建築研究所 他）に仕上塗材の処理工法が紹介されています。処理工法の選定にあたっては、可能な限り粉じんの発生しないものを選定し、大気汚染防止法の作業基準を遵守するとともに、本留意事項に注意ください。
壁繋ぎ	●足場の壁繋ぎアンカー等のための穿孔作業を行うときは、あらかじめ穿孔箇所のアスベスト含有建材を除去してから穿孔します。
清掃	●作業場、資材、周辺の清掃は高性能真空掃除機で行います。なお、養生を行った場合は、養生撤去前に粉じん飛散防止処理剤等を散布することが望ましいです。
廃棄物	●除去アスベスト等は、堅固な容器や確実な包装に密封し、個々の容器や包装等の見やすい箇所に、アスベスト等が入っていることや取扱い上の注意事項を表示します（石綿障害予防規則）。 ●アスベスト含有仕上塗材や、その除去作業でアスベストが付着した資材等の廃棄物は、比較的飛散性の高い石綿含有産業廃棄物として、次の措置を講じる等、適切に保管・運搬・処分します（詳細は「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（環境省）を確認ください）。 ○アスベスト含有仕上塗材の廃棄物は、梱包前に粉じん飛散防止処理剤等の薬液で安定化等させ、十分な強度を有する耐水性のプラスチック袋で二重梱包し、廃棄物の露出がないようにします。 ○現場に一時保管する場合は、他の産業廃棄物と分別して一定の場所に保管します。
確認	●アスベスト含有建材の除去後、作業場内の清掃を行い、必要な知識を有する者※3が建材の取り残しがないか検査し、必要に応じて写真等の記録に残します。

※3 「5.6 レベル3 建材(アスベスト含有成形板等)の除去」の※4と同様です。

よくある質問(Q&A)

【Q1】

住宅の外壁にアスベスト含有の成形板や下地調整剤、仕上塗材等がある場合、湿潤化しながら重機で解体することはできるか。

【A1】

原則、重機で解体する前に、アスベスト含有成形板等を手作業で原形のまま取り外し、なるべく破碎等をせずに(下地調整剤、仕上げ塗材等は湿潤化の上、手作業で)除去してください。破断せずに除去することが技術上困難な場合は、十分な湿潤化をしながら破断して除去することもありますが、技術上困難な理由の客観的な説明が求められます(隣接する建築物との間が狭小であり、足場を組むことができない等)。

また、重機による解体方法が、建設リサイクル法等の他法令を遵守する上で適当か確認する必要があります。

【Q2】

石綿含有仕上塗材又は石綿含有下地調整塗材の除去時に、湿潤化や養生を行わない代わりに、集じん装置付き電気グラインダーを使用することは問題ないか。

【A2】

国マニュアルで定める「湿潤化及び隔離養生と同等以上の効果を有する措置」として判断するための要件を満たす、十分な集じん機能を有する機器であれば、使用することを妨げません。

要件は以下のとおりです。要件を満たすかはメーカー仕様書や実測により確認してください。

- 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- 集じん装置はHEPAフィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維数濃度が150本/L(作業環境の石綿管理濃度)を下回ることが示されていること
なお、上記要件を満たす機器を使用する際でも、下記事項に留意して作業を行ってください。
- 同要件が常に確保されるよう、適切なフィルタ交換等を行うこと
- 同要件が確保されていることを問われた際に回答できるよう、作業中の気中濃度測定を実施した方が望ましいこと
- 周囲への粉じん飛散防止や、近隣住民に配慮するため、できるだけ作業場周辺を養生した方が望ましいこと

【Q3】

高圧水洗工法等で発生した排水はどのように処理したらよいか。

【A3】

国マニュアル「4.12.4 石綿含有仕上塗材の除去作業について」等を参考に、適切に処理したうえでの下水道への放流等により対応してください。

6

産業廃棄物の処理

6.1

廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の搬出

除去されたレベル1～2建材やその作業場内で使用した資材等は廃石綿等（特別管理産業廃棄物）に、レベル3建材やその作業場内で使用した資材等は石綿含有産業廃棄物となるため、廃棄物処理法に定められる保管、収集運搬、処分の方法の基準を遵守する必要があります。



留意事項

- 運搬車両は荷台全体をシートで覆い、粉じんの飛散を防止してください。
- 収集運搬時に袋等が破損しないように慎重な取扱いをしてください。また、廃石綿等は、他の廃棄物と混載しないでください。
- 運搬の際にプラスチック袋が破損した場合は、薬液等で湿潤化する等、飛散防止策を講じながら、新しい袋で梱包してください。

6.2 札幌市山口処理場への廃石綿等の搬入

札幌市山口処理場では、札幌市へ提出された特定粉じん排出等作業実施届出書の当該作業で発生した廃石綿等に限って受入しています※¹。

所在地等	札幌市手稲区手稲山口364ほか 札幌市山口処理場 電話：011-681-3337 FAX：011-681-3419
受入時間 (廃石綿に限る)	9時～11時、13時～15時〔休業日〕土曜日、日曜日、1月1日～3日 ※搬入日時は申し込みの際にこちらで指定させていただきます。
事前申込	指定日時以外に搬入された廃石綿等は受入していないため、搬入希望日の7日前までに、規定の様式にて処理場へ持参又はFAXで申し込みを行ってください。なお、FAXの場合は、送信後に必ず確認の電話をし、搬入日時の指定を受けてください。
搬入時	処理場の計量所にて、「廃石綿等搬入希望日時連絡票(写)」を提示し、搬入日時の指定を受けた廃石綿等である旨を申し出てください。計量所通過後は、場内搬入指導員に廃石綿等の搬入である旨を申し出て、指定された位置と形状(高さ)に廃石綿等を荷下ろしてください。 なお、廃石綿等の荷下ろしは、梱包の破損を防止するため、手渡し、手下ろしとし、慎重かつ丁寧に行い、場内では、搬入指導員の指示に必ず従ってください。

その他詳細については、札幌市環境局環境事業部施設管理課(電話：011-211-2922)に問い合わせください。

※¹ レベル3建材の廃棄物(石綿含有産業廃棄物)については、札幌市が受け入れている産業廃棄物※²に該当する品目のみ受入しております。

※² 札幌市ホームページ(札幌市が受け入れている産業廃棄物)



<https://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/ukesan.html>

7

作業結果の記録・報告、完了の届出

7.1

作業結果の記録

関係規程：法第18条の23第1～2項 / 法施行規則第16条の16第1～2項、第16条の17 / 施行通知 / 国マニュアル「2.2.4.(4)」、「2.2.12.(2)～(3)」、「4.15.1～4.15.2」

特定工事の元請業者（又は自主施工者）は、「5.2 作業状況の記録」等を取りまとめ、作業完了後に作業結果に関する記録を作成・保存する必要があります。



保存期間	特定工事が終了した日から3年間（電磁的記録による保存も可）	
記録事項	●特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	
	●下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	
	●発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	●特定工事の場所	
	●特定粉じん排出等作業の種類	
	●特定粉じん排出等作業を実施した期間	
	●特定粉じん排出等作業の実施状況（次の事項を含む。）	
		○除去等の完了の確認をした年月日、確認の結果※ ¹ 及び確認者の氏名（確認者が必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し※ ² を添付）
		○作業基準の次の確認を行った年月日、確認方法、確認結果、確認者の氏名
		※ ³ ・ 集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認 ・ 作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認 ・ 作業場の隔離を解くに当たって、アスベストが大気中へ排出等されるおそれがないことの確認

※¹ 確認の結果に基づいて除去等の措置を講じた場合はその内容も記録します。

※² 建築物の工事の場合、建築物石綿含有建材調査者の講習修了証、令和5年10月の事前調査者の義務付け適用前の一般社団法人日本アスベスト調査診断協会の登録証、石綿作業主任者技能講習の講習修了証を意味します（令和2年11月30日付施行通知）。

工作物の工事の場合、令和8年1月1日以降は、工作物石綿事前調査者又は石綿作業主任者技能講習の講習修了証を意味します。それ以前は石綿作業主任者技能講習の講習修了証を意味します（令和5年6月23日付施行通知）。

※³ 作業場を負圧隔離する方法でレベル1～2建材を除去・封じ込め・囲い込みしたときのみ記録が必要になります。

7.2 作業結果の発注者への報告

関係規程：法第18条の23第1項 / 法施行規則第16条の16 / 施行通知 / 国マニュアル「2.2.12.(1)」

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業の完了後に発注者へ作業結果を報告し、その写しを保存する必要があります。



報告方法	書面（電磁的記録による報告も可）
報告時期	特定粉じん排出等作業完了後の遅滞ない時期
報告事項	● 特定粉じん排出等作業が完了した年月日 ● 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要※1
	● 除去等の完了の確認者の氏名及び確認者が必要な資格を有することを明らかにする事項（受講した石綿作業主任者技能講習の講習実施機関の名称、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、その旨）
写しの保存期間	特定工事が終了した日から3年間（電磁的記録による保存も可）

※1 「3.3 調査結果の発注者への説明」で説明したとおりに除去等作業を完了したか否か、説明と異なる対応を行った場合や異常が発生した場合はその内容等を報告します。また、必要に応じて、作業状況の実施状況を確認できる写真等を用いて報告します。

特定粉じん排出等作業完了報告書(例)

特定粉じん排出等作業完了報告書

記 載 例

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(発注者)

株式会社△△管理 代表取締役 発注 太郎様

(元請業者) 氏名 〇〇建設株式会社

代表取締役 環境 太郎

(法人にあっては、その代表者の氏名)

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第18条の23に基づき報告いたします。

1 特定粉じん排出等作業の概要

名 称	株式会社△△管理本社ビル解体工事	
所 在 地	札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号	
除 去 等 作 業 者	☐ 元請業者	(同上)
	☒ 下請負人	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあっては、その代表者の氏名)
作 業 概 要	別紙のとおり	
作 業 完 了 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
申し送り事項	以下を除き、作業計画のとおり作業を実施しました。 ・軒天の石綿含有スレート板について、固定していた釘が錆びており、作業計画で示した「原形のまま取り外す」ことが困難であった。そのため、散水等で湿潤化を行いながら、パールで一部破断して取り外した。 (作業計画と異なる措置、異常時の対応等)	

2 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認

確 認 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
確 認 者	氏 名	〇〇建設株式会社 〇〇 〇〇 (法人に所属している場合は氏名のほか法人名)
	受講した講習 実施機関名称	〇〇講習センター (確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関)

この書面の説明を受けました。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

発注者氏名 株式会社△△管理 代表取締役 発注 太郎

※本様式は本マニュアル表紙の URL 先からダウンロードできます。

その他、以下の書類を添付します。

- 作業状況の実施状況を確認できる写真等

関係書類一式(例)

写真等による作業状況の記録

特定粉じん排出等作業完了報告書

記載例

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(発注者)
株式会社△△管理 代表取締役 発注 太郎様

(元請業者) 氏名 〇〇建設株式会社
代表取締役 環境 太郎
(法人にあっては、その代表者の氏名)

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第18条の23に基づき報告いたします。

1 特定粉じん排出等作業の概要

名 称	株式会社△△管理本社ビル解体工事	
所 在 地	札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号	
除 去 等 作 業 者	☐ 元請業者	(同上)
	☒ 下請負人	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあっては、その代表者の氏名)
作 業 概 要	別紙のとおり	
作 業 完 了 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
申 送 り 事 項	以下を除き、作業計画のとおり作業を実施しました。 ・軒天の石綿含有スレート板について、固定していた釘が錆びており、作業計画で示した「原形のまま取り外す」ことが困難であった。そのため、散水等で湿潤化を行いながら、パールで一部破断して取り外した。 (作業計画と異なる措置、異當時の対応等)	

2 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認

確 認 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
確 認 者	氏 名	〇〇建設株式会社 〇〇 〇〇 (法人に所属している場合は氏名のほか・法人名)
	受講した講習 実施機関名称	〇〇講習センター (確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関)

この書面の説明を受けました。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

発注者氏名 株式会社△△管理 代表取締役 発注 太郎

7.3 特定粉じん排出等作業完了届の提出

関係規程：条例第54条第1～2項 / 条例規則第30条第1～4項

特定粉じん排出等作業実施届出書を提出した発注者（又は自主施工者）は、特定粉じん排出等作業が完了した日から60日以内に札幌市長へ特定粉じん排出等作業完了届を提出する必要があります。



対象工事	特定粉じん排出等作業実施届出書を提出した工事 (レベル1～2建材に係る特定粉じん排出等作業)
提出期限	特定粉じん排出等作業が完了した日※ ¹ から60日以内に提出してください。
提出先	札幌市環境局環境対策課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所12階 電話：011-211-2882 E-Mail：kankyo_taisaku@city.sapporo.jp
提出方法	●紙で提出 正副2部を上記提出先へ持参又は郵送※²してください。 ●電子メールで提出※³ 届出書と添付書類の電子ファイルを上記メールアドレスへ送信※²してください。

※¹ 解体等工事の終了日ではなく、除去等が終了し、作業場の隔離養生等を撤去した日

※² 各日の閉庁時間（17時15分～23時59分、土日祝日及び年末年始）に届いた場合は、翌開庁日が届出書の受付日となります。

※³ メールの内容によってはスパムメール等と認識され、札幌市が受信できない場合がありますので、電子メールで提出される場合は、必ずメール送信後に電話等で受信確認の連絡をしてください。

なお、札幌市が受信できる電子メールの容量の上限は1通あたり50MBとなります。

届出様式	条例施行規則の「様式11」に添付書類を添付します。
届出内容 「様式11」 に記入します	●特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	●特定工事の場所
	●特定粉じん排出等作業の種類
	●特定粉じん排出等作業の実施の期間
	●特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの重量
	●排出された特定粉じんを運搬した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	●排出された特定粉じんを処分した施設の名称及び所在地
	●下請負人が特定粉じん排出等作業を実施した場合の当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	●特定建築材料の種類
	●特定粉じんの濃度の測定結果又は粉じんの濃度の測定結果（分析業者による分析結果成績書）
添付書類	●写真等による特定粉じん排出等作業の作業状況の記録※4
	○建物外観の写真
	○事前調査結果等の掲示の写真
	○使用機器及び資材の写真
	○隔離養生の設置状況の写真
	○セキュリティゾーンの設置状況の写真
	○集じん・排気装置及びその排気口の設置位置の写真
	○作業場の負圧の確認状況（マノメータ、スモークテスト等）の写真※5
	○集じん・排気装置の正常な稼働の確認状況（デジタル粉じん計等）の写真※5
	○アスベスト建材の飛散抑制剤による湿潤化作業の写真
	○アスベスト建材の除去等作業の写真
	○廃石綿等の梱包・一時保管状況の写真
	○除去面への飛散防止剤の散布状況の写真
	○隔離養生の撤去状況の写真
	○特定粉じん濃度測定の測定状況の写真（全ての測定箇所分）
	○廃石綿等の廃棄物運搬車両への積み込み、積下ろし状況の写真
	○廃石綿等を積み込んだ廃棄物運搬車両の荷台状況の写真
	○廃棄物運搬車の車両（ナンバープレートがわかるもの）の写真
	○その他、作業基準の遵守状況の写真
	●産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の写し
	●廃石綿等を札幌市山口処理場へ搬入した場合は、搬入時の計量伝票の写し
	●実際に使用した機器及び資材の数量の一覧を記載した書面

※4 写真には黒板等により撮影日と撮影箇所を明示してください。また、工区が複数ある工事の場合は、全工区分の写真を工区ごとに添付してください。

※5 全ての確認状況ではなく、工区ごとにそれぞれ1回分の写真で構いません。

特定粉じん排出等作業完了届

様式 11

特定粉じん排出等作業完了届

年 月 日

(宛先)札幌市長

〒

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特定粉じん排出等作業が完了しましたので、札幌市生活環境の確保に関する条例第54条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場 所	(届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏 名 等	〒 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
特 定 粉 じ ん 排 出 等 作 業 の 種 類	1 解体作業(2・3を除く。) 2 解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(かき落とし、切断又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(3を除く。) 3 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4 改造・補修作業		
特 定 粉 じ ん 排 出 等 作 業 の 実 施 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	※整 理 番 号	
特 定 建 築 材 料 の 種 類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※受理年月日	
特定粉じん濃度測定結果 又は粉じん濃度測定結果	別添のとおり	※備 考	
排 出 さ れ た 特 定 粉 じ ん の 重 量	kg		
特 定 粉 じ ん を 運 搬 し た 者 の 氏 名 等	〒 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
特 定 粉 じ ん を 処 分 し た 施 設	名 称		
	住 所		
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施した場合の下請負人の氏名等	〒 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		

注 ※の欄には、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

その他、以下の書類を添付します。

- 写真等による特定粉じん排出等作業の作業状況の記録（撮影日と撮影箇所を明示）
- 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の写し
- 廃石綿等を札幌市山口処理場へ搬入した場合は、搬入時の計量伝票の写し
- 実際に使用した機器及び資材の数量の一覧を記載した書面

関係資料一式（例）

実際に使用した機器及び資材の数量の一覧

計量伝票の写し

産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の写し

写真等による作業状況の記録

様式 11

特定粉じん排出等作業完了届

年 月 日

(宛先) 札幌市長

〒

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

特定粉じん排出等作業が完了しましたので、札幌市生活環境の確保に関する条例第54条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場 所	(届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏 名 等	〒 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
特定粉じん排出等作業の種類	1 解体作業(2・3を除く。) 2 解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(かき落とし、切断又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(3を除く。) 3 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4 改造・補修作業		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	年 月 日から 年 月 日まで	※整理番号	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※受理年月日	
特定粉じん濃度測定結果又は粉じん濃度測定結果排出された特定粉じんの重量	別添のとおり kg	※備考	
特定粉じんを運搬した者の氏名等	〒 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
特定粉じんを処分した施設	名 称 住 所		
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施した場合の下請負人の氏名等	〒 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		

注 ※の欄には、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

8

事故等への対応

以下に示すような、大気中へのアスベスト飛散等につながる事態が確認された場合は、直ちに作業を中止して必要なアスベスト飛散防止措置を講じるとともに、速やかに関係官公庁、工事の発注者等に連絡してください。



壁の中にクロシドライト（青石綿）が吹き付けられていた例（国マニュアルより）

大気中へのアスベスト飛散等に繋がる事態の例

- 解体等工事中に未確認のレベル1～2建材（疑いを含む）を発見した。
- 除去等作業中の特定粉じん濃度測定の結果において、総繊維数濃度（又はアスベスト繊維数濃度）が1本/Lを超過した。
- 除去作業中、デジタル粉じん計等により異常が確認され、市民等が漏えいした石綿等の粉じんにばく露する恐れが生じた。

→ いずれの場合も、直ちに作業場周辺の隔離養生等の飛散防止措置や点検を講じるとともに、札幌市環境局環境対策課等へ連絡してください。

●札幌市環境局環境対策課

電話番号：011-211-2882（夜間：011-211-2111（札幌市代表電話））

その他の関係部窓口の連絡先は「2.1 関係法令等」を参照してください。

参考資料等



「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月厚生労働省・環境省)
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」(環境省)
<http://www.env.go.jp/press/110784.html>



建築物石綿含有建材調査者講習(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouhou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_0002.html



「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)
https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf



石綿(アスベスト)含有建材データベース(国土交通省・経済産業省)
<https://www.asbestos-database.jp/>



石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)(環境省)
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/index.html>



建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿繊維飛散防止処理技術指針(国立研究開発法人 建築研究所 他)
<https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/171/5.pdf>



アスベスト(石綿)関連情報(札幌市)
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/index.html



大気汚染防止法の改正について(令和3年4月1日以降に順次施行)(札幌市)
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/oshirase/kaisei6.html



札幌市生活環境の確保に関する条例等の改正について(アスベスト(石綿)関係分)(令和3年4月1日施行)(札幌市)
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/oshirase/kaisei4.html

大気汚染防止法（抄）

昭和43年法律第97号

（令和2年法律第39号による改正）

第一章 総則**（目的）**

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（定義等）**第二条 略**

- 7 この法律において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- 8 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。
- 11 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 12 この法律において「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。

第二章の三 粉じんに関する規制**（特定粉じん排出等作業の作業基準）**

第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

（解体等工事に係る調査及び説明等）

第十八条の十五 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- 一 当該調査の結果
 - 二 当該解体等工事が特定工事に該当するとき（次号に該当するときを除く。）は、当該特定工事に係る次に掲げる事項
 - イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ロ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ニ 特定粉じん排出等作業の方法
- 三 当該解体等工事が第十八条の十七第一項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項
- イ 前号に掲げる事項
 - ロ 前号二に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当

該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

2 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、第一項の規定による調査に関する記録を作成し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。

4 解体等工事の自主施工者（解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、第一項の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、前項の環境省令で定めるところにより、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は前項の規定による調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、前二項に規定する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

6 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は第四項の規定による調査を行つたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

（特定工事の発注者等の配慮等）

第十八条の十六 特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

2 前項の規定は、特定工事の元請業者が当該特定工事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。以下この条において同じ。）を他の者に請け負わせるとき及び当該特定工事の全部又は一部を請け負った他の者（その請け負った特定工事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「下請負人」という。）が当該特定工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときについて準用する。

3 特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における特定粉じん排出等作業の方法その他環境省令で定める事項を説明しなければならない。

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第十八条の十七 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下この条及び第十八条の十九において「届出対象特定工事」という。）の発注者又は自主施工者（次項に規定するものを除く。）は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該届出対象特定工事の場所

三 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

四 当該届出対象特定工事に係る第十八条の十五第一項第二号ロからニまで及び第三号ロに掲げる事項

2 災害その他非常の事態の発生により前項に規定する特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合における当該特定粉じん排出等作業を伴う届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第十八条の十八 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出（第十八条の十五第一項第三号ロに掲げる事項を含むものに限る。）があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、次条ただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、同条各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずるものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(特定建築材料の除去等の方法)

第十八条の十九 届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事における第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次の各号のいずれかに掲げる措置（第二号に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。以下この条において同じ。）を当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次の各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。

一 当該特定建築材料の建築物等からの除去
次に掲げる方法

イ 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法

ロ 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法

ハ ロに準ずるものとして環境省令で定める方法

二 当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理 当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて環境省令で定めるもの

(作業基準の遵守義務)

第十八条の二十 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第十八条の二十一 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当

該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(下請負人に対する元請業者の指導)

第十八条の二十二 特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

(特定粉じん排出等作業の結果の報告等)

第十八条の二十三 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

2 特定工事の自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、当該特定工事における特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第六章 罰則

第三十三条 第九条、第九条の二、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の八、第十七条の十一、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の三十一又は第十八条の三十四第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場

合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第十三条の二第一項の規定に違反したとき。

二 第十七条第三項、第十八条の四、第十八条の十八、第十八条の二十一又は第二十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 過失により、前項第一号の罪を犯した場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の禁錮（こ）又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項、第八条第一項、第十七条の五第一項、第十七条の七第一項、第十八条の六第一項若しくは第三項、第十八条の十七第一項、第十八条の二十八第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十五条第二項又は第十五条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

三 第十八条の十九の規定に違反したとき。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項、第十七条の六第一項、第十八条第一項若しくは第三項、第十八条の二第一項、第十八条の七第一項又は第十八条の二十九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十条第一項、第十七条の九、第十八条の九又は第十八条の三十二の規定に違反したとき。

三 第十六条又は第十八条の三十五の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。

四 第十八条の十五第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条の十七第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

大気汚染防止法施行令（抄）

昭和43年政令第329号

（令和2年政令第304号による改正）

内閣は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項〔現行＝二条二項＝昭和四五年一二月法律一三四号により改正〕、第五項〔昭和四五年一二月法律一三四号により全部改正〕及び第六項〔現行＝一六項＝平成元年六月法律三三号・八年五月三二号・一六年五月五六号・二七年六月四一号により改正〕、第三条第一項〔昭和四五年一二月法律一三四号により委任規定削除〕、第二十二條〔昭和四五年六月法律一〇八号により削除〕、第二十六條第一項並びに第三十一條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（特定粉じん）

第二条の四 法第二条第八項の政令で定める物質は、石綿とする。

（特定建築材料）

第三条の三 法第二条第十一項の政令で定める建築材料は、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする。

（特定粉じん排出等作業）

第三条の四 法第二条第十一項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

（特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料）

第十条の二 法第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料は、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とする。

大気汚染防止法施行規則（抄）

昭和46年厚生省・通商産業省令第1号
（令和2年環境省令第25号による改正）

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づき、及び同法を実施するため、大気汚染防止法施行規則（昭和四十三年厚生省／通商産業省令第2号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。）及び大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第十条の四 法第十八条の十七第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。

2 法第十八条の十七第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- 二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 三 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 四 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

（届出書の提出部数等）

第十三条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

4 二以上の特定粉じん排出等作業についての法の

規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物等について行われる場合又は当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。

（フレキシブルディスクによる手続）

第十三条の二 届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。

- 一 様式第一（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書
- 二 様式第二の二（別紙一及び別紙二を含む。）による届出書
- 三 様式第三（別紙一から別紙四までを含む。）による届出書
- 四 様式第三の二（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書
- 五 様式第三の四による報告書
- 六 様式第三の五による届出書
- 七 様式第三の六（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書
- 八 様式第四による届出書
- 九 様式第五による届出書
- 十 様式第六による届出書

2 前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第十三条第一項の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第六の二のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を届け出ることにより行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第十三条の三 前条のフレキシブルディスクは、次の各

号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 日本産業規格 X 六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本産業規格 X 六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第十三条の四 第十三条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格 X 六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格 X 六二二五
 - 二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格 X 〇六〇五
 - 三 文字の符号化表現については、日本産業規格 X 〇二〇八附属書一
- 2 第十三条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格 X 〇二〇一及び X 〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格 X 〇二〇一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第十三条の五 第十三条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格 X 六二二一又は X 六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 届出年月日

(作業基準)

第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。

- 一 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の

開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。

- イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ロ 特定工事の場所

ハ 特定粉じん排出等作業の種類

ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ヘ 特定粉じん排出等作業の方法

ト 第十条の四第二項各号に掲げる事項

二 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。

イ 長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上であること。

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

- (1) 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、法第十八条の十七第一項又は第二項の届出年月日及び届出先
- (3) 第十条の四第二項第三号並びに前号二及びへに掲げる事項

三 特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況（別表第七の一の項中欄に掲げる作業並びに六の項下欄イ及びハの作業を行うときは、同表の一の項下欄八、二、へ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を

講じた場合にあつては、その内容を含む。)及び
確認した者の氏名を含む。)を記録し、これを特
定工事が終了するまでの間保存すること。

四 特定工事の元請業者は、前号の規定により各
下請負人が作成した記録により当該特定工事
における特定粉じん排出等作業が第一号に規
定する計画に基づき適切に行われていることを確
認すること。

五 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当
該特定工事における特定建築材料の除去、囲
い込み又は封じ込め(以下この号において「除
去等」という。)の完了後に(除去等を行う場
所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解
く前に)、除去等が完了したことの確認を適切に
行うために必要な知識を有する者に当該確認を
目視により行わせること。ただし、解体等工事の
自主施工者である個人(解体等工事を業とし
て行う者を除く。)は、建築物等を改造し、又は
補修する作業であつて、排出され、又は飛散する
粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な
建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を
行うことができる。

六 前各号に定めるもののほか、別表第七の中欄に
掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げると
おりとする。

(解体等工事に係る調査の方法)

第十六条の五 法第十八条の十五第一項の環境省
令で定める方法は、次のとおりとする。

一 設計図書その他の書面による調査及び特定建
築材料の有無の目視による調査を行うこと。た
だし、解体等工事が次に掲げる建築物等を解体
し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事
に該当することが設計図書その他の書面により明
らかであつて、当該建築物等以外の建築物等を
解体し、改造し、又は補修する作業を伴わない
ものである場合は、この限りではない。

イ 平成十八年九月一日以後に設置の工事に
着手した建築物等(口からホまでに掲げるもの

を除く。)

ロ 平成十八年九月一日以後に設置の工事に
着手した非鉄金属製造業の用に供する施設
の設備(配管を含む。以下この号において同
じ。)であつて、平成十九年十月一日以後
にその接合部分にガスケットを設置したもの

ハ 平成十八年九月一日以後に設置の工事に
着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備で
あつて、平成二十一年四月一日以後にその
接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設
置したもの

ニ 平成十八年九月一日以後に設置の工事に
着手した化学工業の用に供する施設の設備
であつて、平成二十三年三月一日以後にそ
の接合部分にグランドパッキンを設置したもの

ホ 平成十八年九月一日以後に設置の工事に
着手した化学工業の用に供する施設の設備
であつて、平成二十四年三月一日以後にそ
の接合部分にガスケットを設置したもの

二 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業
を伴う建設工事に係る前号に規定する調査
(前号ただし書に規定する場合を除く。)につい
ては、当該調査を適切に行うために必要な知識
を有する者として環境大臣が定める者に行わせ
ること。ただし、解体等工事の自主施工者である
個人(解体等工事を業として行う者を除く。)は、
建築物を改造又は補修する作業であつて、排出
され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ない
もののみを伴う軽微な建設工事を施工する場
合には、自ら当該調査を行うことができる。

三 第一号に規定する調査により解体等工事が特
定工事に該当するか否かが明らかにならなかつた
ときは、分析による調査を行うこと。ただし、当
該解体等工事が特定工事に該当するものとみな
して、法及びこれに基づく命令中の特定工事に
関する措置を講ずる場合は、この限りでない。

(解体等工事に係る説明の時期)

第十六条の六 法第十八条の十五第一項の規定に

よる説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が届出対象特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該届出対象特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに行うものとする。

（解体等工事に係る説明の事項）

第十六条の七 法第十八条の十五第一項第四号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第十八条の十五第一項又は第四項の規定による調査（以下「事前調査」という。）を終了した年月日
- 二 事前調査の方法
- 三 第十六条の五第二号に規定する調査を行つたときは、当該調査を行つた者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項
- 四 解体等工事が届出対象特定工事以外の特定工事に該当するときは、第十条の四第二項第二号及び第三号に掲げる事項
- 五 解体等工事が届出対象特定工事に該当するときは、第十条の四第二項各号に掲げる事項

（解体等工事に係る調査に関する記録等）

第十六条の八 法第十八条の十五第三項及び第四項に規定する記録は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項に限る。）について作成し、これを解体等工事が終了した日から三年間保存するものとする。

- 一 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 解体等工事の場所
- 三 解体等工事の名称及び概要

四 前条第一号及び第二号に掲げる事項

五 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号ロからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、これに加えて、これらの規定に規定する建築材料を設置した年月日）

六 解体等工事に係る建築物等の概要

七 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分

八 第十六条の五第二号に規定する調査を行つたときは、当該調査を行つた者の氏名

九 分析による調査を行つたときは、当該調査を行つた箇所並びに当該調査を行つた者の氏名及び所属する機関又は法人の名称

十 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第三号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及びその根拠

2 第十六条の五第二号に規定する調査を行つたときは、前項の記録を、前項第八号に規定する者が第十六条の五第二号に規定する環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。

3 法第十八条の十五第三項に規定する書面の写しは、解体等工事が終了した日から三年間保存するものとする。

（解体等工事に係る掲示の方法）

第十六条の九 法第十八条の十五第五項の規定による掲示は、長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上の掲示板を設けることにより行うものとする。

(解体等工事に係る掲示の事項)

第十六条の十 法第十八条の十五第五項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 第十六条の七第一号及び第二号に掲げる事項
- 三 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

第十六条の十一 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。

- 一 建築物を解体する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の対象となる床面積の合計が八十平方メートル以上であるもの
 - 二 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号及び次項第五号において同じ。）の合計額が百万円以上であるもの
 - 三 工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの
- 2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項（第十六条の七第三号並びに第十六条の八第一項第六号及び第九号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。

- 一 解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 第十六条の七第一号及び第三号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項
- 三 解体等工事の実施の期間
- 四 解体等工事が前項第一号に掲げる建設工事に該当するときは、同号に規定する作業の対象となる床面積の合計
- 五 解体等工事が前項第二号又は第三号に掲げる建設工事に該当するときは、これらの規定に規定する作業の請負代金の合計額
- 六 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類
- 七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第三号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要

- 3 建築物等の解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負つたものとみなして、第一項の規定を適用する。
- 4 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法により行うものとする。ただし、電子情報処理組織の使用が困難な場合は、様式第三の四による報告書によって行うことをもってこれに代えることができる。

(下請負人に対する説明の事項)

第十六条の十二 法第十八条の十六第三項に規定する環境省令で定める事項は、第十条の四第二項

第二号及び第十六条の四第一号ハからホまでに掲げる事項とする。

(集じん・排気装置)

第十六条の十三 法第十八条の十九第一号ロの環境省令で定める集じん・排気装置は、日本産業規格Z八一二二に定めるHEPAフィルタを付けたものとする。

(隔離等の方法に準ずる方法)

第十六条の十四 法第十八条の十九第一号ハの環境省令で定める方法は、同号ロに規定する方法と同等以上の効果を有する方法とする。

(被覆又は固着の方法)

第十六条の十五 法第十八条の十九第二号の環境省令で定める方法は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行う方法とする。ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。）の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、第十六条の十三に規定する集じん・排気装置を使用する方法とする。

(特定粉じん排出等作業の結果の報告等)

第十六条の十六 法第十八条の二十三第一項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- 二 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- 三 第十六条の四第五号に規定する確認を行った者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

2 法第十八条の二十三第一項に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について作成し、特定工事が終了した日から三年間、これを同項に規定する書面の写し及び第十六条の四第五号に規定する確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。

一 第十条の四第二項第三号及び第四号並びに第十六条の四第一号イからハまでに掲げる事項

二 特定粉じん排出等作業を実施した期間

三 特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む。）

イ 第十六条の四第五号に規定する確認をした年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名

ロ 別表第七の一の項中欄に掲げる作業並びに同表の六の項下欄イ及びハの作業を行ったときは、同表の一の項下欄ハ、二、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名

(特定粉じん排出等作業に関する記録)

第十六条の十七 法第十八条の二十三第二項に規定する記録は、前条第二項各号に掲げる事項について作成し、特定工事が終了した日から三年間、これを第十六条の四第五号に規定する確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し（同号ただし書の規定により、解体等工事の自主施工者である個人が自ら当該確認を行った場合を除く。）とともに保存するものとする。

別表第七（第十六条の四関係）

一 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等を使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。

ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z 八一二二に定める H E P A フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。

ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

二 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修

その他の必要な措置を講ずること。

ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行つた上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。

二 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（五の項に掲げるものを除く。）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等を使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

三 令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等を使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）

ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

四 令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

五 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業

作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

六 令第三条の四第二号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。

ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込みを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

札幌市生活環境の確保に関する条例（抄）

平成14年3月6日札幌市条例第5号

（令和3年3月3日札幌市条例第7号による改正）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、札幌市環境基本条例（平成7年条例第45号）の理念にのっとり、工場等における事業活動に伴い発生する公害についての規制その他事業活動及び日常生活に伴い生ずる環境への負荷を低減するために必要な事項を定め、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (6) 特定粉じん 粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。
- (10) 特定粉じん排出等作業 吹付け石綿その他の特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるものが使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の原因となるもので規則で定めるものをいう。
- (11) 特定工事 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第12項に規定する特定工事をいう。
- (12) 届出対象特定工事 大気汚染防止法第18条の17第1項に規定する届出対象特定工事をいう。

第5章 工場等における公害の防止

第1節 大気の保全に係る規制

第3款 特定粉じん排出等作業の規制

（作業基準の遵守義務）

第51条 届出対象特定工事の元請業者（発注者

（解体等工事（建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）若しくは下請負人（元請業者が特定工事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。第57条第2項及び第3項において同じ。）を他の者に請け負わせたときにおける当該他の者（その請け負った特定工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）をいう。以下同じ。）又は自主施工者（解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）は、当該届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業について、大気汚染防止法第18条の14に規定する作業基準のほか、規則で定める作業基準（以下「特定作業基準」という。）を遵守しなければならない。

（特定粉じん排出等作業に係る説明）

第52条 大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による調査を行った元請業者は、当該調査に係る工事が届出対象特定工事に該当するときは、同項第3号及び第4号（届出対象特定工事に係る部分に限る。）に規定する事項のほか、規則で定める書類の記載事項について、当該工事の発注者に対し説明しなければならない。

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第53条 大気汚染防止法第18条の17第1項及び第2項の規定による届出には、同条第3項に規定する書類のほか、規則で定める書類を添付しなければならない。

（特定粉じん排出等作業の完了の届出）

第54条 大気汚染防止法第18条の17第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定粉じん排出等作業が完了したときは、規則

で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該届出対象特定工事の場所
- (3) 当該特定粉じん排出等作業の種類
- (4) 当該特定粉じん排出等作業の実施の期間
- (5) 当該特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの重量
- (6) 排出された特定粉じんを運搬した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (7) 排出された特定粉じんを処分した施設の名称及び所在地
- (8) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第55条 市長は、大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が特定作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(特定作業基準適合命令等)

第56条 市長は、届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業について特定作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について特定作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(発注者等の配慮等)

第57条 届出対象特定工事の発注者は、当該届出対象特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該届出対象特定工事の請負契約に関する事項について、特定作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

2 前項の規定は、届出対象特定工事の元請業者が当該届出対象特定工事の全部又は一部を下請負人に請け負わせるとき及び当該届出対象特定工事の全部又は一部を請け負った下請負人が当該届出対象特定工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときについて準用する。

3 届出対象特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った届出対象特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業について、大気汚染防止法第18条の16第3項に規定する事項のほか、規則で定める書類の記載事項を説明しなければならない。

第7章 雑則

(報告の徴収)

第125条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙発生施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、届出対象特定工事の発注者、元請業者、自主施工者若しくは下請負人、騒音発生施設を設置している者、指定作業、商業宣伝を目的として拡声放送を行う者、特定管理化学物質取扱事業者、地下水採取者又は地下掘削工事を施工する者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査等)

第126条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ばい煙発生施設を設置している

者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは騒音発生施設を設置している者の工場等、届出対象特定工事、指定作業若しくは地下掘削工事の場所、届出対象特定工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場、商業宣伝を目的として拡声放送を行う者の拡声機の設置の場所、特定管理化学物質を取り扱う事業場又は揚水施設の設置の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 8 章 罰則

第129条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第29条第1項の規定に違反した者
- (2) 第50条第1項、第55条、第56条又は第121条第2項の規定による命令に違反した者

- 2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条第1項、第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項、第54条、第60条第1項、第61条第1項、第62条第1項、第109条第1項、第110条第1項、第111条第1項又は第118条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第34条第1項又は第64条第1項の規定に違反した者
 - (3) 第125条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (4) 第126条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
-

札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則
(抄)

平成15年2月3日札幌市規則第4号
(令和3年3月3日札幌市規則第4号による改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市生活環境の確保に関する条例（平成14年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(特定粉じん)

第3条 条例第2条第6号の規則で定める物質は、石綿とする。

第4章 工場等における公害の防止

第1節 大気の保全に係る規制

第3款 特定粉じん排出等作業の規制

(特定作業基準)

第28条 条例第51条の規則で定める作業基準は、別表6のとおりとする。

(特定粉じん排出等作業に係る説明及び実施の届出)

第29条 条例第52条、第53条及び第57条第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 施工管理組織図
- (2) 特定粉じんの濃度の測定方法を記載した書面及びその測定箇所を示す図面
- (3) 使用機器及び資材の一覧を記載した書面
- (4) 特定粉じん等の処理方法を記載した書面

(特定粉じん排出等作業の完了の届出)

第30条 条例第54条第1項の規定による届出は、当該作業が完了した日から60日以内に、特定粉じん排出等作業完了届（様式11）によってしなけれ

ばならない。

2 前項の届出は、届出書の正本にその写し1通を添えてしなければならない。

3 第54条第1項第8号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施した場合の当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の17第1項の政令で定める特定建築材料の種類
- (3) 特定粉じんの濃度の測定結果又は粉じんの濃度の測定結果

4 条例第54条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 写真等による特定粉じん排出等作業の作業状況の記録
- (2) 産業廃棄物管理票の写し

別表6

1 作業場の出入口における措置に係るもの

作業の対象となる建築物その他の工作物に使用されている吹付け石綿又は石綿含有断熱材等（石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材のうち、吹付け石綿以外のものをいう。以下この項において同じ。）をかき落とし、切断若しくは破碎により除去する作業を行うとき、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み若しくは封じ込め（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）作業を行うとき又は吹付け石綿の封じ込め作業を行うときは、これらの作業（以下この表において「除去等作業」という。）を行う場所（以下この表において「作業場」という。）の出入口に、外部から作業場へ向かう方向順に、更衣室、洗浄室及び前室の3室構造からなる施設を設置し、又はこれと

同等以上の効果を有する措置として市長が別に定めるもの（以下この表において「代替措置」という。）を講じた上で行うこと。

2 特定粉じんの濃度の測定に係るもの

作業場の隔離状況、集じん・排気装置の性能及び作業場内の特定粉じんの飛散状況を把握するため、除去等作業中における集じん・排気装置の排気口、更衣室の入口及び作業場の直近の外周並びに除去等作業後に作業場の隔離を解く前における当該作業場内について、市長が別に定める方法により石綿の濃度を測定すること。ただし、代替措置を講じた場合における当該濃度の測定場所は、市長が別に定める場所とする。

3 特定粉じん等の処理に係るもの

- (1) 石綿、保護衣等の廃棄物は、特定粉じんの飛散防止のため、その都度湿潤化する等の措置を講じた後、プラスチック袋でこん包し、又は堅固な容器に密封すること。
- (2) プラスチック袋でこん包する場合には、厚さ0.15ミリメートル以上の十分な強度を有する袋で二重に詰め、圧力による破損を防止するため袋内の空気を十分に抜くこと。また、二重詰めに当たっては、高性能真空掃除機を備えた前室で、内袋の外側に付着した石綿を除去した後、外袋をかけること。ただし、代替措置を講じた場合は、市長が別に定める方法により処理を行うことをもってこれに代えることができる。
- (3) 外袋又は容器には石綿であることの表示をすること。
- (4) 収集・運搬時には袋等の破損に注意して慎重な取扱いを行うとともに、他の廃棄物とは混在させないこと。

令和 4 年 4 月 13 日 札幌市告示第 1385 号

札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則
(平成 15 年規則第 4 号) 別表 6 1 の項に規定する「3 室構造からなる施設と同等以上の効果を有する措置として市長が別に定めるもの」、2 の項に規定する「市長が別に定める方法」及び「市長が別に定める場所」並びに 3 の項第 2 号に規定する「市長が別に定める方法」を次のとおり定め、令和 4 年 4 月 24 日から施行する。

これに伴い、令和 3 年 3 月 16 日札幌市告示第 1584 号は廃止する。

令和 4 年 4 月 13 日

札幌市長 秋元 克広

1 1 の項に規定する 3 室構造からなる施設と同等以上の効果を有する措置として市長が別に定めるもの
下記のグローブバッグ工法とする。

- 1 グローブバッグにより、石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等の除去作業を行おうとする箇所を覆い、密閉する。
なお、グローブバッグで作業を行おうとする箇所を覆い密閉する前に、あらかじめケレン棒、カッター等の工具をグローブバッグの中に入れておく。
- 2 グローブバッグは以下の製品を使用する。
 - ・シートの厚さが 0.15mm 以上で十分な強度を有するもの
 - ・接着面が容易にはがれないもの
 - ・除去を行う範囲に対し、十分な大きさがあるものまた、作業部の床面にプラスチックシート(0.15mm)を敷く。
- 3 除去作業を開始する前に、スモークテスト又はそれと同等の方法で密閉の状況を点検し、漏れがあった場合はふさぐ。
- 4 石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等を除去する前に、これらの材料を湿潤な状態のものとする。
湿潤化の際は、専用穴から湿潤化のための噴霧用の管を挿入する等して粉じん飛散抑制剤を散布し、除去対象建材に浸透させる。
- 5 除去作業はカッター等で切断し、ケレン棒、

金ブラシ等により剥離・除去する。

- 6 保温材等の除去後、除去面をよく清掃する。
- 7 除去作業終了後、密閉を解く前に、取り残しがないことを確認した後、専用穴から噴霧用の管を挿入する等して、石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等の除去面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。
- 8 除去作業終了後、グローブバッグを取り外すときは、配管等の直下部で、粘着テープ等により袋を閉じ、あらかじめ内部の空気を高性能真空掃除機を用いて排気した後、配管等の上部をカッターで切り、グローブバッグを取り外す。
- 9 グローブバッグから工具等を持ち出すときは、あらかじめ付着した物を除去し、又は梱包する。
- 10 万一、グローブバッグの脱落等が生じた場合は、粉じん飛散抑制剤又は水等で素早く湿潤化するとともに、高性能真空掃除機で十分に清掃する。

2 2 の項に規定する市長が別に定める方法

アスベストモニタリングマニュアル(第 4.2 版)(令和 4 年 3 月 29 日、環境省水・大気環境局大気環境課長通知)の「第 3 部 解体現場等におけるアスベストの測定方法」とする(同マニュアルの「3.2.3 自動測定器によるリアルタイム測定」、「3.2.4 スクリーニング法(可搬型顕微鏡法)」及び「<附録> 解体現場等におけるその他迅速な測定方法の紹介」で示されている方法は除く。)

3 2 の項に規定する市長が別に定める場所

下表のとおりとする。

	測定場所	測定時期
1	作業場(グローブバッグ)の直近の外周	除去作業中
2	測定場所 1 と同じ場所	除去作業後(グローブバッグ取り外し後)

4 3 の項に規定する市長が別に定める方法

下記のとおりとする。

除去作業が終了した後、取り外したグローブバッグは、廃棄物専用袋に入れ(これで二重梱包となる)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条の 4 第 5 号トに規定する廃石綿等として保管し、処分する。

湿潤化のために除去前に粉じん飛散抑制剤を含浸させることが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 5 第 1 項第 3 号ワに規定する埋立処分の基準である「薬剤による安定化」に該当するが、必要に応じてグローブバッグを密封する前に再度飛散抑制剤を散布する。

なお、使用したグローブバッグは廃棄し、再利用しないこと。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課
電話：011-211-2882 FAX：011-218-5108
E-Mail：kankyo_taisaku@city.sapporo.jp

最新の情報は札幌市環境局のホームページで確認ください



アスベスト(石綿)関連情報(札幌市)
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/index.html



平成18年9月 作成
令和7年8月 最終改定